

武蔵野市立保健センター  
増築及び複合施設整備基本計画

令和4年10月  
武蔵野市



# 目次

	ページ
<b>I はじめに</b>	<b>1</b>
I-1 基本計画策定の目的	1
I-2 計画地	2
I-3 基本計画で用いる用語について	3
I-4 保健センター現況図	4
<b>II 施設の現状と活用の方向性</b>	<b>5</b>
II-1 保健センター大規模改修のための増築の必要性	5
II-2 既存建物の利活用	10
II-3 子どもと子育て家庭への支援施設整備の検討	11
II-4 保健センター機能充実の検討	13
II-5 保健センター増築及び複合施設整備の進め方	14
<b>III 保健センター増築及び複合施設整備の基本理念と基本方針等</b>	<b>15</b>
III-1 保健センター増築及び複合施設整備の基本理念	15
III-2 保健センター増築及び複合施設整備の基本方針	16
III-3 保健センター増築及び複合施設における重点整備事項	17
<b>IV 保健センター増築及び複合施設における機能</b>	<b>28</b>
IV-1 保健センター増築及び複合施設の機能概要	28
IV-2 既存機能充実・新規機能のため拡充する施設・空間	31
IV-3 各機能の必要想定面積	35
IV-4 各機能の配置イメージ	36
IV-5 近接し強く関連性を持たせる機能、配置に配慮すべき機能	37
<b>V 施設整備の考え方</b>	<b>39</b>
V-1 保健センターの概要	39
V-2 計画敷地の概要	42
V-3 施設整備における留意事項	44
V-4 施設整備において必要な機能など	47
V-5 管理主体と施設内管理区分	48
<b>VI 事業費及び事業スケジュール</b>	<b>49</b>
VI-1 事業費の想定	49
VI-2 事業スケジュール	50
<b>VII おわりに</b>	<b>51</b>

# I はじめに

## I-1 基本計画策定の目的

現在の武蔵野市立保健センターは、昭和62（1987）年の開設から34年が経過し、施設設備の老朽化が顕著となっている。すでに排水管の不具合による漏水、夏季期間における空調設備やエレベーターの不具合など、事業の実施にあたり様々な支障が生じており、市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービスを行う施設であることから、建物を目標耐用年数（60年）まで使用するための大規模改修を早期に行う必要が迫っている。しかし、保健衛生や母子保健事業（乳幼児健康診査など）等の機能を休止して大規模改修工事を行うことができない施設であり、改修工事をどのように行うかが喫緊の課題であった。

また開設以降、法律の改正などにより保健所から事業が移管され、保健センターの担う役割が増加するなか、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応が加わり、既存の事業実施においては感染予防対策としての空間確保等が必要となり、新型コロナワクチン接種事務においては現在の建物のスペース不足のため市役所に機能の分散配置をするなど、事業を進めるうえで支障をきたしており、施設面積を拡充する必要性が生じている。さらに母子保健事業を担う保健センターとの親和性が高い子ども子育て分野については、武蔵野市第六期長期計画、第五次子どもプラン武蔵野において、子どもと子育て家庭への支援に関するこれまでの課題から、妊娠期から切れ目のない包括的な支援を実現する複合施設の必要性について検討を行うことが記載されている。

そこで、大規模改修により保健センターの機能を休止しないために増築し、増築部分に機能を一時移転後、既存建物の大規模改修を行い、改修工事後の既存建物と増築部分の一体的な利活用を行うことで、施設面積の拡充と保健衛生機能の充実を図ったうえで、子どもと子育て家庭への支援施設を含む複合施設として整備を行う。

本基本計画は、現在の保健センターの大規模改修を行うための様々な手法の検討を踏まえ、施設の基本理念や基本方針、求められる役割及び機能並びに施設整備の考え方を明確にすることを目的として策定する。

## I-2 計画地

本事業の計画地は、現在の保健センターに隣接地を加え、一体とした敷地において、増築及び既存建物の大規模改修を行い、保健センター機能の拡充を図ると共に、新たに複合施設として整備する。

敷地に関する詳細な事項については、「V 施設整備の考え方 (P.39～)」を参照



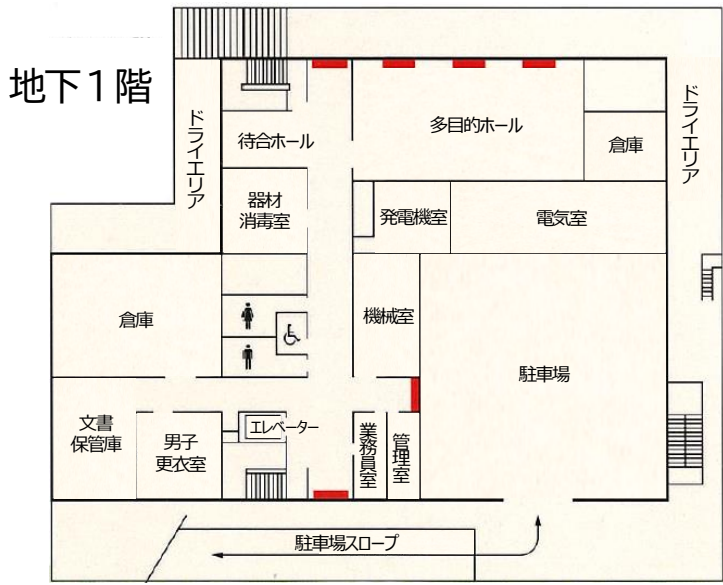
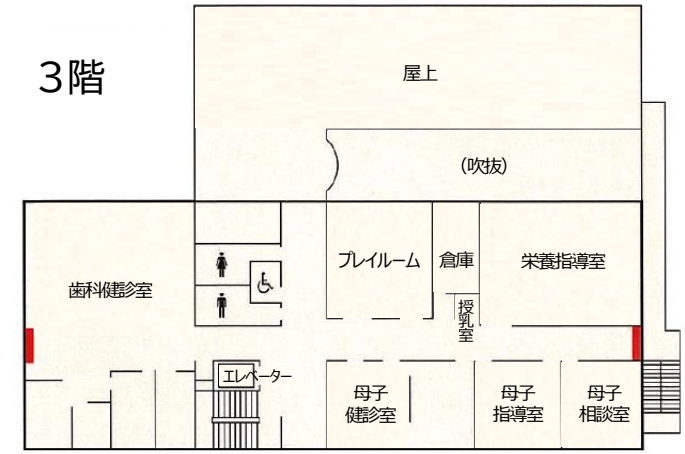
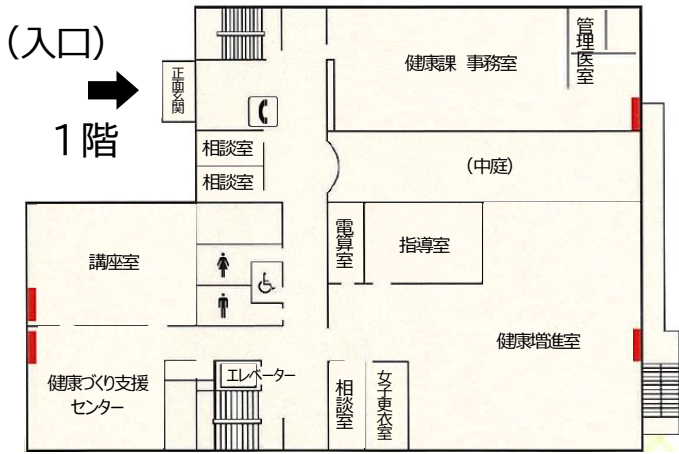
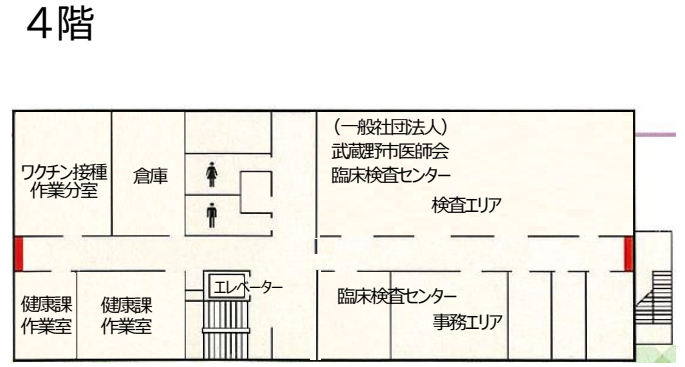
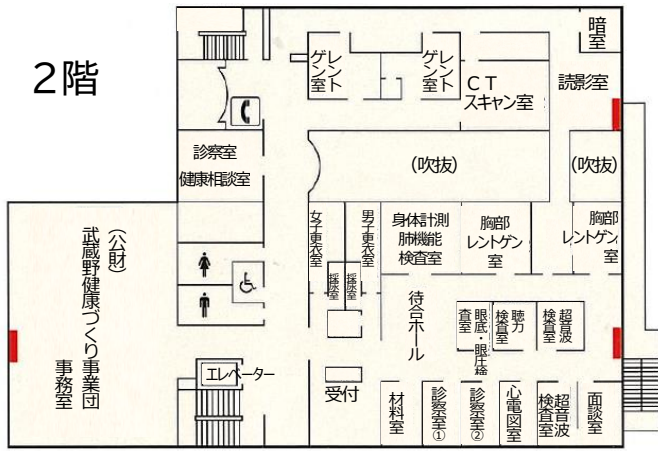
計画地及び関係施設案内図

## I-3 基本計画で用いる用語について

本基本計画で用いる用語のうち、特に説明を要すると思われるものを以下に示す。

用語	説明
保健センター	武蔵野市吉祥寺北町4丁目8番10号にある市有施設とその敷地。昭和62年に開設。地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づき設置された、市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービス事業を行う施設のこと。
子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター） （P.12,23 掲載※用語に*記号）	妊娠期からの切れ目のない支援を提供する体制のこと。本市では、子ども家庭支援センター、保健センター（健康課）、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の5か所が連携して、妊娠期から子どもが18歳になるまで、子どもと子育て家庭を地域でサポートしている。 ※所在地：子ども家庭支援センター…武蔵野市緑町2丁目2番28号市役所3階（子ども子育て支援課内）
児童発達支援センター （P.12,28,30,36,37 掲載※用語に*記号）	障害児の通園事業をはじめ、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助や助言を行うなど、地域における障害児支援の中核を担う施設のこと。 ※所在地：武蔵野市緑町2丁目6番8号武蔵野緑町2丁目第3アパート1階みどりのこども館内
教育支援センター （P.12,28,30,36,37 掲載※用語に*記号）	市内在住の幼児から思春期の子どもより豊かな健全育成のため、一人ひとりの成長発達を支援する施設のこと。 教育相談をはじめ、不登校の子どもへの支援などを行っている。 ※所在地：教育支援センター（相談支援）、チャレンジルーム…武蔵野市吉祥寺北町4丁目11番37号地下1階大野田小学校内 ※所在地：教育支援センター（スクールソーシャルワーカー）…武蔵野市緑町2丁目2番28号市役所5階（教育支援課内）
既存建物	現在保健センターとして使用されている建物のこと。
大規模改修	既存建物の経年劣化等による不具合を解消し、今後も長期にわたり健全に利用できるようにする改修のこと。
増築	既存建物を解体することなく新たな建物を建て増すこと。
子どもと子育て家庭への支援施設	武蔵野市第六期長期計画で検討することが示された、子どもと子育て家庭への包括的支援を行うための施設。現在の子ども子育てに関する3つのセンター（子育て世代包括支援センター（子ども家庭支援センター及び健康課母子保健事業）、児童発達支援センター、教育支援センター）の情報共有により高度な連携を構築することを目指す。
隣接地	本基本計画では、保健センターの北側に隣接する旧中央図書館跡地を示す。現在は旧中央図書館の上屋は解体されているが、基礎・杭等の地中の工作物は存置されている。

# I-4 保健センター現況図



## Ⅱ 施設の現状と活用の方向性

### Ⅱ－１ 保健センター大規模改修のための増築の必要性

#### 1 施設設備の老朽化と大規模改修に伴う事業休止の課題

現在の保健センターは、施設設備の老朽化が顕著となっており、排水管の一部損傷による天井からの漏水や、夏季期間における空調設備やエレベーターの不具合など、事業の実施にあたり様々な支障が生じてきた。市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービス事業を行う施設であることから、早期の大規模改修が必要な状況であった。

そのような中、武蔵野市第3期健康福祉総合計画（平成30年3月策定）において「劣化状況、利用状況を踏まえ、大規模改修を行い長期利用する」と示し、令和2年度に施設・設備の劣化度調査を実施した結果、特に給排水設備の早急な全面的改修が必要と判定された。さらに給排水設備以外にも外壁、防水、空調など様々な施設・設備の劣化状況が認められ、全面的な大規模改修が必要という調査結果となり、早急に施設改修を計画する必要性が生じた。

また、大規模改修には10か月かかるという試算が示されたが、その間保健センターで事業を継続しながらの工事は困難であるという結果も示された。具体的には、保健センターではがん検診や乳幼児健康診査等の各種健（検）診や市内医療機関からの依頼による医療機器を利用した依頼検査、臨床検査業務などを実施しており、事業を休止することにより、市内の医療活動や妊産婦及び乳幼児への支援に著しく影響を与えることから、改修期間における事業継続の担保が必要条件となった。

#### 2 保健センターの役割と機能の拡大による施設面積の不足

保健センターは、市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービス事業を行う施設として、横河電機（株）の検査機器寄贈や（一社）武蔵野市医師会等の協力をいただきながら、昭和62年に開設された。

当時の保健センターでは、健康相談及び健康教育、健康診査、がん検診、人間ドック、母子保健、予防接種、食育、機能訓練等を実施し、市民が各々の目的で来館することで、健康増進につながる様々な情報等にアクセスすることができる施設であった。その後、開設から34年が経過する中、健（検）診事業や予防接種事業は、（一社）武蔵野市医師会等の協力により各医療機関で実施する個別方式も始まり開設当初担っていた保健センターでの役割が縮小した一方、地域保健法・母子保健法の改正により乳幼児健康診査等が保健所から市（保健センター）に移管され、また、特定健康診査・後期高齢者健康診査や特定保健指導の事業開始、市民の主体的な健康づくり支援を行う健康づくり支援センターの設置、災害時医療体制の整備やこころの健康づくり・食育の総合的かつ計画的な事業体制の整備など、様々な事業が保健センターで新たに展開されてきた。

また、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い既存の事業においても感染予防対策の空間確保等が必要となった中で、新型コロナウイルス感染症対策やワクチン接種等、市民の命を守るため、業務はさらに拡大しているが、保健センターの建物のみでは施設面積が不足するため対応が難しく、



市役所の会議室に機能を分散させる等、業務を進めるうえで支障が生じているほか、一番大きな会議室を使用していることで、全庁的な影響も出ている。

このように社会情勢や市民ニーズの変化に伴い、保健センターに求められる役割や機能も大きく変化する中でも、引き続き「誰もがいきいきと安心して健康に暮らせる切れ目のない支援体制」を整備することが求められている。

【現在保健センターが担っている主な機能】

市所管部署 所管団体	機能	事業名、内容など
市健康課	健康増進に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談（健康なんでも相談、保健健康相談、歯科健康相談）</li> <li>・健康教育、健康講座</li> <li>・成人予防接種</li> <li>・各種健診・保健指導</li> <li>・がん検診、その他の検診</li> <li>・介護予防事業（各種健康体操・教室）</li> <li>・食育事業</li> <li>・むさしの食育フェスタ</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	母子保健に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦電話相談、子育て相談（電話・面接・訪問）</li> <li>・母子健康手帳の交付</li> <li>・ゆりかごむさしの面接（保健師等による妊婦面接）</li> <li>・産後ケア事業</li> <li>・要支援家庭に対する保健師個別援助活動</li> <li>・妊婦及び産後の各種健康診査</li> <li>・乳幼児の各種健康診査</li> <li>・子どもの歯科保健</li> <li>・子どもの予防接種</li> <li>・未熟児養育医療給付事業</li> <li>・ゆりかごむさしのフェスティバル</li> <li>・こうのとり学級（両親学級）</li> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	感染症対策に関するもの	<p>（新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時予防接種の受付・実施</li> <li>・感染症に対する検査の調整</li> <li>・感染症に対する医療体制の調整</li> <li>・感染症予防対策の調整</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	災害時医療に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時医療支援拠点</li> <li>・災害時医療資器材倉庫</li> <li>・災害薬事センター</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
	その他保健衛生に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会との連携（連絡・調整）</li> <li>・保健所との連携（連絡・調整）</li> <li>・自殺総合対策</li> <li>・休日診療事業</li> <li>・熱中症対策</li> <li>・受動喫煙対策</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

市所管部署 所管団体	機能	事業名、内容など
(公財) 武蔵野健康づくり事業団	健(検)診に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種健(検)診事業 (胃がん検診、肺がん検診、若年層胸部検診、乳がん検診、大腸がん検診、骨粗しょう症予防健診、肝炎ウイルス検診)</li> <li>・特定保健指導</li> <li>・地域医療機関からの依頼検査</li> <li>・総合健康診査(人間ドック)</li> <li>・市内事業所等の職域健診 など</li> </ul>
	健康づくりに関するもの <健康づくり支援センター>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり推進員、健康づくり人材バンク及び健康づくりパートナーによる主体的な健康づくり支援</li> <li>・年代に応じた各種健康講座・教室</li> <li>・介護予防事業(各種健康体操・教室)</li> <li>・健康づくり情報発信 など</li> </ul>
市医師会臨床検査センター	臨床検査に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドックを実施している(公財)武蔵野健康づくり事業団や健康診査等を実施している市内医療機関等から送られてくる検体(血液・尿など)の検査・分析</li> <li>・学校健診で扱う検体の検査・分析</li> <li>・市で行う各種健(検)診やワクチン接種の受診票・予診票等の各医療機関への集配 など</li> </ul>

#### 【新型コロナウイルス感染症により新たに必要性が明らかとなった主な機能】

新たな感染症が発生した場合に備え、下記の機能を確保していく必要がある。

- ワクチン接種を想定した臨時接種会場、接種資器材・ワクチン保管室、執務室等の諸室機能
- 各医療機関等を支援するための感染症対策衛生用品(マスク・防護衣等)の備蓄機能
- 感染症に関する情報の集約・発信を行う拠点機能
- 武蔵野市の各師会、医療機関等との連携機能
- PCR検査等の医療検査体制の調整・整備機能
- 感染防止対策を徹底した安全安心に受診できる各種健(検)診体制機能

### 3 保健センター大規模改修の手法

保健センターは、前述のとおり排水管の漏水など施設設備の老朽化が顕著となったため、平成28年から主に以下のとおり市内横断的に大規模改修の手法を検討し、保健センター大規模改修の手法における方向性を整理した。

#### (1) 大規模改修の工事概要及び長期休館・事業休止の可否の検討(平成28(2016)年度～29(2017)年度)

施設設備の老朽化を受け、平成28年から大規模改修の内容・工事期間等について市内の公共施設保全担当部署とともに検討を行った結果、概ね10か月程度の工事期間が必要であり、工事期間中は保健センターを閉鎖(長期休館)する必要があることが確認された。そのため、休館や事業休止の可否を検討したが、保健センターでは、前述した「現在保健センターが担っている主な機能」のとおり、がん検診や乳幼児健康診査等の各種健(検)診や市内医療機関からの依頼による医療機器を利用した依頼検査、臨床検査業務などを実施しており、事業を休止することによ

り、市内の医療活動や妊産婦及び乳幼児への支援に著しく影響を与えること等から、(公財) 武蔵野健康づくり事業団等との協議や庁内検討の結果、休館や事業休止は難しいことが確認された。

(2) 他施設への移転複合化の検討 (平成 29 (2017) 年度～30 (2018) 年度)

他施設への移転複合化については、市の施設や多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターなど東京都が管理する施設も含めて検討を行った。平成 29 年から多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターの使用等について東京都と協議し要望を行ってきたが、実現の可能性は極めて低いことが確認された。また、他施設についても、床面積 4,000 m<sup>2</sup>超の保健センターを複合化できる既存施設がないことが確認された。

(3) 検査機器の移設及び検診車レンタルによる対応手法の検討 (平成 29 (2017) 年度～30 (2018) 年度)

長期休館・事業休止による大規模改修が難しいことが確認されたため、(公財) 武蔵野健康づくり事業団が保有している検査機器の移設に関する検討を進め、移設にかかる候補地の選定、移設費用、移設環境の必要条件や課題等について(公財) 武蔵野健康づくり事業団と整理を行った。また、検査機器を移設せずに、検診車レンタルによる対応を検討したが、検診車のレンタルコストが過剰となること、保健センターでの受診者は高齢者や障害者が多く、乗降の際に転倒するなどの危険性があること、発電機による電源確保を行った場合は振動・騒音・臭気等による周辺への影響が大きいことが課題としてあげられた。

(4) 福祉 3 施設の大規模改修等に関する課題整理 (令和元 (2019) 年度～2 (2020) 年度)

保健センターのほかに高齢者総合センターや障害者福祉センターも開設から 25 年以上経過しており、市としては福祉 3 施設の機能を停止することなく、最も合理的な手法で総合的に大規模改修等を進める必要があったため、隣接地に保健センターを新たに建設し、既存建物を他 2 施設の大規模改修等に伴う仮設(一時移転)として利用した後に既存建物を大規模改修する場合の検討を行った。さらに令和 2 年度から庁内に福祉施設大規模改修検討ワーキングチームを設置し検討を進めた結果として、各施設の改修工事着手までの期間が長くなり、各施設の運営に支障が生じる等の要因から、3 施設の一体的な大規模改修事業の手法は難しいことが確認された。

(5) 仮設建物への一時移転による改修の検討 (令和 2 (2020) 年度～3 (2021) 年度)

保健センターについては、前述の福祉 2 施設とは別に単独で大規模改修を進めることとなったため、「仮設建物への一時移転による改修」について専門委託事業者とともに庁内検討を行った。

まず、(公財) 武蔵野健康づくり事業団が保有する検査機器に関する検討を行ったところ、仮設建物に移設し、改修後の保健センターに再移設した場合、2 度の移設が必要となることから移設コストが 2 倍となることや、移設による検査機器への負担により検査精度を損なう可能性があり、移設回数は最小限に留める必要があることが課題としてあげられた。

また、仮設建物に検査機器を移設する場合、重量検査機器及び放射線に対応できる構造が必要であり、一般の仮設建物に使用される簡易な軽量鉄骨造では対応できず、通常の建物と同様の鉄

骨造や鉄筋コンクリート造等にする必要があることから、仮設建物とするコストメリットが見込めないことが確認された。

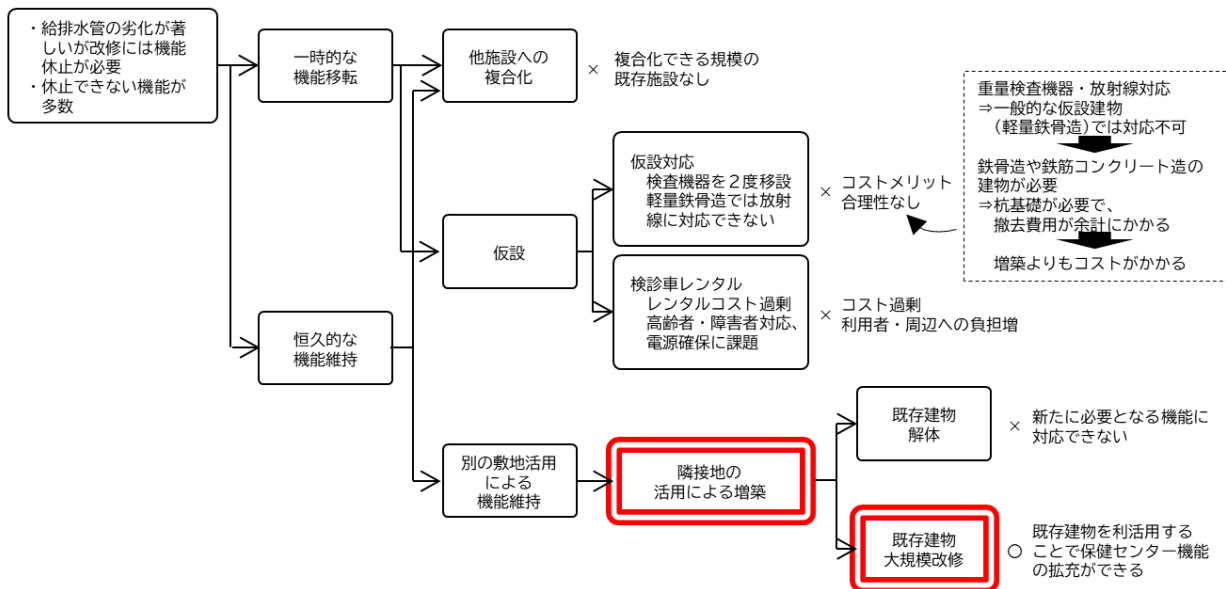
さらに、保健センターの事業継続のためには、同規模の床面積を確保する必要があり、隣接地の条件から4、5階建て程度の建物となる。4、5階建ての建物を支えるには杭基礎が必要となることから、大規模改修完了後の仮設建物解体費用を考慮すると、建替えを行うよりもコストが増大することが確認された。

これに加えて、仮設（一時移転）を解体し、既存建物を大規模改修した場合においては、大規模改修後も施設面積は大きく増えることはなく、前述の保健センターの機能拡大による施設面積の不足の状態が解消されず、保健センターに「新型コロナウイルス感染症により新たに必要性が明らかとなった主な機能」等を十分に備えることは難しいことが確認された。

### (6) 保健センター大規模改修の手法における方向性（令和3（2021）年度）

これらの検討に基づき、仮設建物への一時移転ではなく、「建物本設による機能維持」を採用するという方向性が武蔵野市公共施設等マネジメント庁内推進本部会議において決定された。さらに、保健センターの建物について、解体または大規模改修のうえ利活用することを検討した結果、隣接地だけでは、敷地面積や各種法的制限により現在の保健センターと同規模以上の床面積が確保できず、新型コロナウイルス対応等により新たに生じた課題に対応することができないため、隣接地を活用した増築による機能維持を行い、その後に既存施設の大規模改修を行い、利活用することにより課題解決を図る方向性で計画を進めることとなった。

#### 【検討フロー図】



## Ⅱ－２ 既存建物の利活用

保健センターについては、「Ⅱ－１ ３ 保健センター大規模改修の手法（P7～9）」に記載のとおり、増築による機能維持を行い、既存建物も大規模改修を行ったうえで、引き続き目標耐用年数まで使用することとした。

増築に際しては、既存建物の大規模改修工事中も保健センターで行っている事業・機能を継続させるために、現在の床面積にできるだけ近い規模を確保する必要がある。しかしながら、敷地面積や法令等の規定により、隣接地に建築可能な床面積に制約があるため、必要な床面積が不足することが見込まれる。

一方、新型コロナウイルス感染症に対応する事務スペースやワクチン保管等を含め、今後の保健センター機能として新たに必要となったスペースは、現在の保健センター内に全てを確保することができず、市庁舎会議室を事務スペースに充てており、分散配置による非効率な状況が生じている。さらに、これにより会議室の利用が制限されることから、他部署にも影響が広がっている。また、資器材の備蓄については市外の倉庫を利用しているものもある。

これらのことから、大規模改修工事中は一時的に増築部分に機能を集約させて保健センターの運用を行うが、大規模改修後は既存建物も活用し、拡充を図る機能も一体的に運用できる体制を構築することで、建物の長期利用を図ることが望ましい。

保健センター機能の維持・拡充を図ったうえで、空きスペースをどのように利活用するのか、庁内意向調査の結果を踏まえ、令和3年8月の武蔵野市公共施設等マネジメント庁内推進本部会議で総合的に検討した結果、保健センターで実施している母子保健事業との親和性が高く、別途検討が進められていた子どもと子育て家庭への支援施設を加え、新たな複合施設として利活用する方向で計画を進めることとなった。

## Ⅱ－3 子どもと子育て家庭への支援施設整備の検討

### 1 複合施設の必要性の検討（平成27（2015）年度～30（2018）年度）

平成27（2015）～30（2018）年度の庁内検討において、子どもと子育て家庭への支援について、関係機関の連携に課題があり、支援情報の共有や引継ぎが難しいこと、子どもに関する相談先が複数に分かれており市民にとってわかりづらいこと、機能の多様化により既存の各施設のスペースが手狭になっていること等の課題があげられた。

こうした課題を解決するためには、子どもと子育て家庭への支援に関する複合施設を設置することが有効であるとの認識から、武蔵野市第六期長期計画及び第五次子どもプラン武蔵野において、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行うことが記載された。

### 2 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会（令和2（2020）年度）

保健センター、高齢者総合センター及び障害者福祉センターの3施設の大規模改修の検討（令和2年度）にあわせて複合施設の必要性について検討を行うこととし、庁内検討委員会が設置された。

委員会での検討の結果、複合施設を設置するメリットは大きく、必要性は認められるとの結論に達したものの、検討すべき課題があることも合わせて確認された。また、委員会報告書では、複合施設における支援のあり方の検討を進めるにあたり、改めて外部有識者等を含めた会議を設置し、外部有識者等を含めた議論と公共施設適正配置の考え方を総合的に勘案し、市として最終的な判断を行っていくことが重要とまとめられた。

### 3 子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議（令和3（2021）年度）

令和2年度の庁内検討委員会での結果を踏まえ、①子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方に関すること。②子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性に関すること。③上記②で新たな複合施設の必要性が認められた場合の、施設に必要な機能や規模、仕様などに関すること。という3つの検討を目的として設置し、令和3年5月10日から同年11月18日までの間に5回の会議を開催した。

令和3年8月に公表した中間報告においては、複合化のメリット、課題をそれぞれあげたうえで、「複合化によるメリットは大きく、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性は認められる」とまとめられている。

上記中間報告を踏まえ、前述の令和3年8月10日の武蔵野市公共施設等マネジメント庁内推進本部会議において、子どもと子育て家庭への支援施設として利活用する方針が示された。この決定を受け、その後の有識者会議では、複合施設としての基本的な考え方、主な機能の望ましいあり方等を議論した。令和3年12月に公表した最終報告では、有識者会議が考える望ましい複合施設のあり方を示すとともに、「機能の複合化が十分効果を発揮するためには、組織的に縦割りにすることなく、各機関が子どもと子育て家庭への支援に関して目的を共有し、連携することが必要である。施設検討の段階から、市の関係部署がその点に留意し、施設のコンセプトをともに具体化していくことが望ましい。」とまとめられている。

#### 4 子どもと子育て家庭への支援施設の検討

現体制では子どもと子育て家庭への支援を担う機能の多様化によりスペースが手狭になっていることや、不登校支援施設が大野田小学校内にあることで通所に不都合が生じていること等の課題がある。また、当初は、子ども家庭支援センターと保健センターが担う母子保健事業の連携による子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)\*、児童発達支援センター\*及び教育支援センター\*の3センターの複合化が検討されてきたが、その過程で以下の枠内記載の理由により、児童発達支援センター\*全体の複合化は見送られ、その中の療育相談機能の一部を複合化する計画とした。

##### 【児童発達支援センター\*について】

子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議では、児童発達支援センター\*（現施設：みどりのこども館 [通園部ウィズ、相談部ハビット]）も保健センター増築及び複合施設に入り、子どもと子育て家庭への支援を担う3つのセンター（子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)\*、児童発達支援センター\*、教育支援センター\*）を複合化する考えがまとめられた。しかし、その後の検討で児童発達支援センター\*として東京都の指定を受けるためには、複合化に対して以下の課題があることが判明した。

- ・児童発達支援センター\*には施設内調理室の整備が義務付けられている。現在は特区制度を活用し給食の外部搬入を実施しているが、保健センター増築及び複合施設に入る場合はこの制度が利用できなくなる。
- ・限られた床面積の中で、調理室を新たに整備することにより、拡充が求められている他の機能が十分に果たせなくなる。
- ・セキュリティ等の観点から、児童発達支援センター\*として指定を受ける部分は原則他事業と区画を分ける必要があるが、エレベーターの位置などに制約がある。
- ・屋外遊戯場（園庭）の環境が、みどりのこども館と比べて見劣りすることが避けられない。

有識者会議の議論も相談機能を集約することが重要との趣旨であり、児童発達支援センター\*については療育相談機能の一部が複合化されることで、3つのセンターが連携した包括的支援体制が構築できることから、相談部ハビットと連携する療育相談機能の一部を新たな施設に整備する計画とした。

## Ⅱ－４ 保健センター機能充実の検討

令和4年2月に、今までの大規模改修を行うための様々な手法の検討を踏まえ、施設の基本的な方針や求められる役割・機能及び施設計画を明確にすることを目的として、「武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画（素案）」を策定した。

「人生80年時代」といわれていた昭和62（1987）年に開設された保健センターは、時代と共に役割が増加し、また、市民の健康に対して、世代ごとの生活習慣に合わせたオールライフステージに応じたきめ細かな対応など、今後、期待される役割も増加している。

そこで、令和4年4月に保健センターの機能充実について、地域における保健医療、公衆衛生、母子保健・子育て支援等の各専門家に意見を聴取し、助言を求めため「保健センター機能充実検討有識者会議」を設置した。

会議は令和4（2022）年4月28日から同年7月11日までに4回開催された。会議の中で、「人生100年時代」といわれ、健康寿命の延伸と健康格差の是正に重きが置かれるようになったこと、また、毎年140万人前後の方が亡くなり、出生数が80万人前後という少子高齢多死社会だからこそ、子どもたちを大切に育てることの重要性は一層増しているという認識が示された。さらに、国においても、こども家庭庁が設置され、市区町村は、全ての妊婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談機能を有する機関（こども家庭センター）の設置が努力義務となること、今後30年以内に70%の確率で発生するといわれている首都直下地震への備えや、今回の新型コロナウイルス感染症対策で得た知見を活かして新たな感染症への備えをする必要性などの認識が共有された。

こうした状況を十分に把握したうえで、保健センターが、市民のオールライフステージにおける健康増進に対するニーズに応えられる保健衛生拠点、また妊娠期から切れ目のない支援の拠点、災害時医療・感染症対策拠点、デジタル社会に対応するなど未来を見据えた施設として整備されることを期待するとして、①健康増進事業、②健診・検診機能、③妊娠期からの切れ目のない支援、④感染症・災害時医療対策、⑤自殺総合対策及びメンタルヘルス対策について、有識者から提言が報告された。



## II-5 保健センター増築及び複合施設整備の進め方

以下の手順を進める。

### ①増築工事

隣接地において、増築工事を行う。

### ②増築完了後・暫定運用

増築工事完了後、増築部分へ保健センター機能を移設し、暫定運用を行う。

### ③大規模改修工事

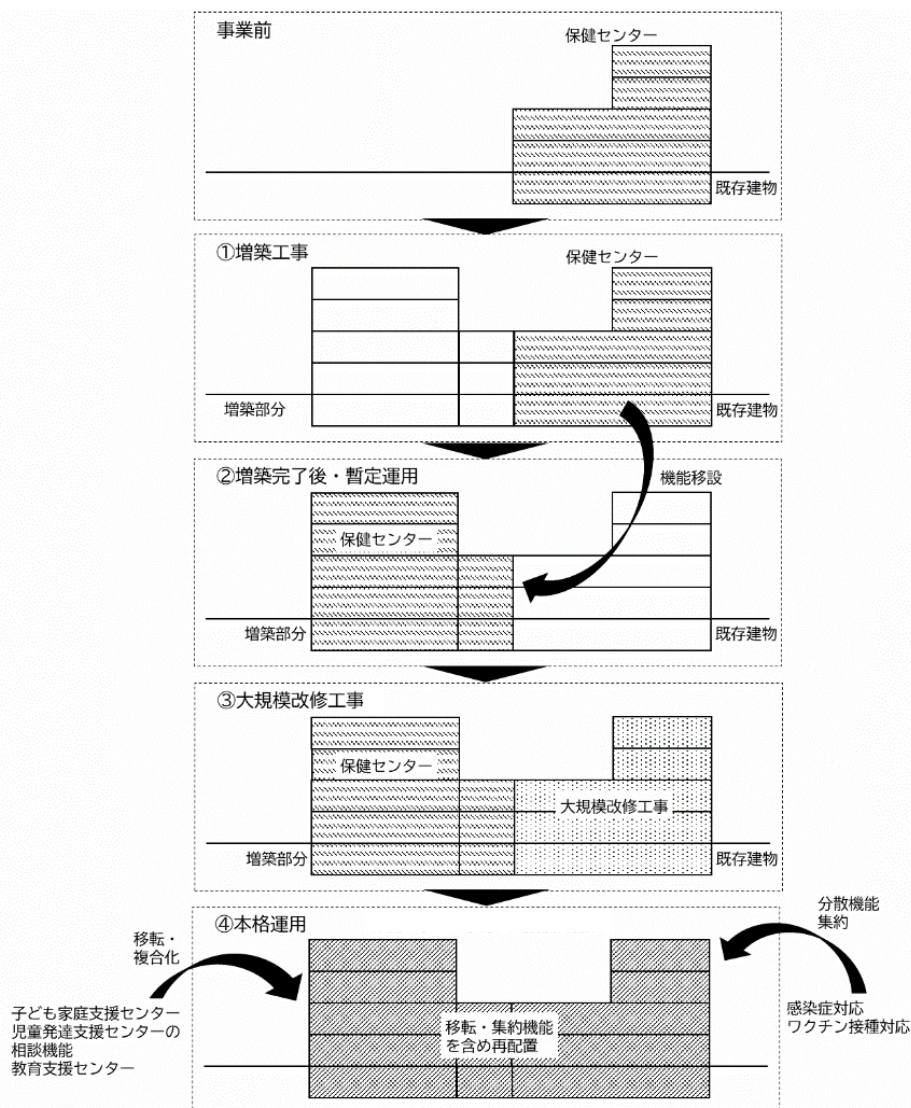
既存建物の大規模改修工事を行う。

### ④本格運用

大規模改修工事完了後、保健センター機能を市役所本庁舎等に分散している機能の集約等により拡充するとともに再配置し、新たに設置する子どもと子育て家庭への支援施設の機能を加え、本格運用を開始する。

### 【保健センター増築及び複合施設整備の手順イメージ】

※形状、階数等はイメージです。基本設計において決定します。



### Ⅲ 保健センター増築及び複合施設整備の基本理念と基本方針等

#### Ⅲ-1 保健センター増築及び複合施設整備の基本理念

##### 基本理念

全世代の市民の心と体の健康づくりを総合的に支援する拠点

保健センター増築及び複合施設整備の基本理念を「全世代の市民の心と体の健康づくりを総合的に支援する拠点」に設定し、基本理念を支える「人生100年時代を支援する」、「健康危機管理対策を推進する」、「妊娠期から切れ目なく子どもと子育て家庭への支援を行う総合拠点」、「地域で育ち、地域で育てる」の4つの基本方針を掲げる。



## Ⅲ－２ 保健センター増築及び複合施設整備の基本方針

<p>基本 方針 1</p>	<p>『 人生 100 年時代を支援する 』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○人生 100 年時代を迎え、健康を保ち日常生活を送れるよう、市民の健康維持に向けた取り組みの支援</li> <li>○一次予防（生活習慣改善）、二次予防（健康診査）の連携強化及び推進</li> <li>○特定健診やがん検診の受診しやすい環境の整備</li> <li>○地域医療機関の支援と連携強化の推進</li> <li>○市民の健康づくりへの関心を高め、主体的な健康づくりに向けた情報提供を行う</li> </ul> <p>【長期計画 1 健康・福祉 基本施策1－（1）、2－（1）、3－（6）、基本施策3－（1）】</p>
<p>基本 方針 2</p>	<p>『 健康危機管理対策を推進する 』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たな感染症への備えと臨機応変に対応できる環境・機能の整備</li> <li>○ワクチン接種を想定した施設環境の確保</li> <li>○地域医療機関と連携した災害時医療体制の推進と受援体制の整備</li> </ul> <p>【長期計画 1 健康・福祉 基本施策2－（3）】 【長期計画 3 平和・文化・市民生活 基本施策2－（3）】</p>
<p>基本 方針 3</p>	<p>『 妊娠期から切れ目なく子どもと子育て家庭への支援を行う総合拠点 』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全ての子どもと子育て家庭に対する包括的な支援</li> <li>○母子保健と子育て支援の連携による予防を重視した支援</li> <li>○相談機能の集約による分かりやすい総合相談機能の設置</li> <li>○支援サービスや地域資源に関する総合的な情報発信</li> <li>○既存のサービスに限定されない、多様なニーズに対する個別の相談支援</li> <li>○地域の連携拠点として、地域の支援者に対するサポート、人材育成の推進及び支援者同士の顔の見える関係性の構築を行う</li> </ul> <p>【長期計画 1 健康・福祉 基本施策3－（1）】 【長期計画 2 子ども・教育 基本施策1－（1）～（3）、2－（1）（5）、3－（3）、4－（6）】</p>
<p>基本 方針 4</p>	<p>『 地域で育ち、地域で育てる 』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○誰でも来られるオープンな居場所</li> <li>○子どもと子育て家庭のための日常的な交流の場</li> <li>○次世代の親となる世代が子育てに触れることのできる場</li> <li>○当事者や利用者の参画による子どもと子育て家庭への支援</li> <li>○地域のかやアイデアを活用するための場づくり</li> </ul> <p>【長期計画 2 子ども・教育 基本施策1－（1）、2－（1）（5）、3－（1）】</p>

### Ⅲ－３ 保健センター増築及び複合施設における重点整備事項

#### 1 『人生100年時代を支援する（基本方針1）』

##### (1) 基本的な考え方・背景

現在の保健センターが開設した昭和60年代は、人生80年時代といわれ、病気の早期発見、早期治療に重きが置かれていた。現在では、健康を増進し、生活習慣病の発病予防などを目的として全国的に健康日本21が推進され、健康寿命の延伸と健康格差の是正にも重きが置かれ、一次予防(生活習慣の改善や健康教育など)と二次予防(健(検)診事業)の両方の側面から、市民への健康増進施策が実施されている。特に、生活習慣は世代ごとに大きく異なるため、生活習慣に対応したオールライフステージの健康増進策を推進していく必要がある。

一次予防と二次予防の機能を兼ね備え、地域住民に近い保健衛生機関として、引き続き市民の健康を担う拠点の役割を果たしていく。

##### (2) 重点整備事項

1	地域医療機関等からの依頼による各種検査やがん検診等の実施機能の確保
<p>(方向性)</p> <p>○市民の健康状態を守る「かかりつけ医」をサポートし、市民の健康の維持と利便性を確保するため、(公財)武蔵野健康づくり事業団による「医療機関からの依頼によるCTやX線等の検査機器を利用した検査」、(一財)武蔵野市医師会臨床検査センターが行う医療機関、老成人健診、3歳児健診や学校保健等の「検体検査(血液、尿、便潜血検査など)」を引き続き保健センター内で実施していき、迅速かつ的確な検査及び検査結果のフィードバックを実現する。市、(一財)武蔵野市医師会、(公財)武蔵野健康づくり事業団の緊密な連携により、市民が地域で安心して、医療にかかることができる地域の医療体制を確保していく。</p> <p>○がん検診等の受診率の向上を図るとともに、質の向上のために精度管理を強化する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○社会情勢に応じて機器の見直しや諸室規模の適正化を行いつつ、医療の高度化・多様化に対応するために引き続き必要な検査を実施していきける機能を確保していく。</p> <p>○がんセット検診の実施や、市内医療機関とともに乳がん、胃がん、肺がん検診等を引き続き実施していきける機能を確保していく。また、検診体制の質の向上を図るため、武蔵野赤十字病院、杏林大学病院との連携を継続していく。</p>	

2	円滑に移動でき、感染対策を徹底した健（検）診環境等の整備 【老成人健診・歯科健診・乳幼児健診・人間ドックなど】
<p>(方向性)</p> <p>○保健センター内における健（検）診の流れに沿った動線や居室等を設置するなど、受診者側・主催者側双方にとって負担が少なく、効率的でかつ安全安心な健（検）診環境を整備する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○乳幼児健康診査について、現在、スペース不足により1階で受付・待合・予診、その後3階にて計測・診察・個別相談・歯科健康診査を実施しているという状況を解消し、同一フロア内で健診が完結できる施設環境を構築する。</p> <p>○待合室や健（検）診室等で密にならないようなスペースを確保し、かつスムーズな流れで健（検）診が行える動線を構築する。</p> <p>○健（検）診会場の採光や換気の改善を図る。</p> <p>○乳幼児を乗せる大型自転車向けの駐輪場の整備、ベビーカー置き場の常設設置、授乳室の機能向上（利用室数の拡充・給湯機の設置・おむつ替え台の設置）など、健（検）診事業を実施するにあたり必要となる施設を整備し、受診者の利便性の向上を図る。</p> <p>○現在、老成人の健（検）診については、検診着を着たまま一般来館者が往来する通路を行き来する状態となっているため、エリア内に全ての検査室・健診室を配置する。</p> <p>○誰でも使いやすいユニバーサルデザインの健（検）診環境を整備し、事業を実施していく。</p>	
3	デジタル化等による健康増進事業の推進
<p>(方向性)</p> <p>○子どもから高齢者まで、世代ごとに運動習慣や食生活の課題は異なるため、オールライフステージに応じた、きめ細かな健康づくり事業を実施していく。</p> <p>○デジタルサービスを活用した健康増進事業を積極的に推進していく。</p> <p>○国の動向等を踏まえつつ、各健（検）診データを活用した事業体系を構築する。</p> <p>○地域と連携した健康増進事業を拡充していく。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○子どもから高齢者まで幅広い世代の多様な生活スタイルに合わせた健康増進プログラムを実施していく。</p> <p>○生活習慣病予防やフレイル予防のための事業において、民間企業が開発した健康増進アプリなど先進的なヘルスケアツールやA Iの活用を図っていく。</p> <p>○通信環境の整備、情報処理・サーバームの拡充・整備などにより、デジタルサービスを円滑に活用できるようにする。</p> <p>○地域と連携した健康づくりを推進していくため、「健康づくり応援パートナー店」などと引き続き連携を図っていくとともに、保健センター周辺の公共施設とも連携を強化していく。（総合体育館、図書館、公園の活用等）</p>	

4	心身の健康等に関する相談環境の整備
<p>(方向性)</p> <p>○食育、口腔ケア相談など、市民が相談しやすい環境を整備し、専門性を持った職員が対応する。</p> <p>○メンタルヘルス対策については、引き続きNPO法人との連携により相談事業を実施するとともに国、都、地域の医療機関や専門機関と連携を図っていく。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○プライバシーに配慮した相談室に加えて、ICTを活用したオンライン相談を行う環境を整備する。</p> <p>○市の自殺総合対策計画に基づき実施されている関係機関の職員に対するゲートキーパーの養成の取組みに加えて、養成対象者の拡大を検討していく。</p>	
5	市民の主体的な健康づくりを支援する
<p>(方向性)</p> <p>○健康づくり推進員、健康づくり人材バンク、健康づくりパートナー（健康づくりはつらつメンバー、健康づくり応援パートナー）を中心に、健康づくりの専門性と地域とのつながりを活かして、市民や地域で活動する団体の主体的な健康づくりを、対象者層に合わせて支援していく。</p> <p>○健康教育の推進と効果的な情報提供を行っていく。</p> <p>○拠点事業とともに健康づくり推進員の活動を通じた地域展開事業により、対象者層に合わせた講座の開催や情報提供を行い、市民へ効果的な一次予防を推進する。</p> <p>○母子保健事業と連携を図りながら、保護者自身の健康づくり等に向けた支援を行う。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○市民及び支援者を対象として、研修等を実施できる諸室を設け、講演会等を開催しやすい環境を整備する。</p> <p>○エントランスにインフォメーションスペースを設置し、デジタルサイネージ情報提供コーナー等を活用するなど、効果的に健康に関する情報を提供できる環境を整備する。</p> <p>○市民の主体的な健康づくり活動を支援するため、健康づくり支援団体が自身で健康教室、講演会を開催できる環境を整備する。</p>	

## 2. 『健康危機管理対策を推進する（基本方針2）』

### (1) 基本的な考え方・背景

新型コロナウイルス感染症への対応では、医療機関等への物的支援を行うにあたってのスペースの必要性、またワクチン接種業務においては、執務室やワクチン保管などに要するスペースの必要性も発生した。

特に、ワクチン接種事業は保健センターだけでは、事務も含めた事業を実施することはできず、執務室や資料保管場所については、市役所の会議室を暫定利用して対応せざるを得ない状況であった。

また、東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害時医療体制の見直しや、資器材の整備等の課題にも対応することが求められ、様々な災害対策を検討してきたが、今後30年以内に70%の確率で発生するといわれている首都直下地震への備えや、今回の新型コロナウイルス感染症対策で経験して得た知見を活かして、今後新たな感染症が発生した場合への備えをしておく必要がある。

### (2) 重点整備事項

1	ワクチン接種事業を想定した施設環境の整備
	(方向性) ○ワクチン接種事業に必要となる資器材保管室やワクチン保管設備、執務室、予診票等の資料保管スペースなどを想定した施設環境を整備する。
	(整備・事業) ○ワクチン接種事業を想定するエントランスフロアにおいては、柔軟に様々なエリア分離をするために、動線と出入口を多く確保する。 ○ワクチン接種事業が発生した際に、優先的に転用できる多目的スペースを設置する。
2	新たな感染症や災害に迅速かつ円滑に対応できる諸室転用機能の新設
	(方向性) ○新たな感染症が発生した場合や災害時には、ワクチン接種会場や業務スペース、災害薬事センター、受援スペースなど様々な用途のスペースが必要となるため、諸室等を汎用性のあるつくりとする。
	(整備・事業) ○平常時にエントランスフロア、多目的スペース等で使用しているスペースを、非常時にはワクチン接種や各種感染症対策及び災害対策に最優先で転用できる仕組みを事前に確立する。

3	感染症対策衛生用品及び災害時医療資器材等の備蓄機能の拡充
<p>(方向性)</p> <p>○新型コロナウイルス対応を踏まえ拡充した感染症対策衛生備蓄品や、東日本大震災等の教訓を踏まえ整理した災害時医療資器材等を格納するスペースを確保する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○備蓄倉庫を拡充・整備し、備蓄品の搬入・搬出がスムーズに行えるよう、外からのアクセスができる広さ、入口の確保、トラックの出入り場所を確保する。</p>	
4	非常発電関連等設備の強化・拡充
<p>(方向性)</p> <p>○非常時に備え、電源の確保、水等の備蓄体制の強化を図る。</p> <p>○震災等による停電時にも、保健センターでの災害活動・優先継続業務やワクチン等の温度管理が必要な医薬品保管が確実にできるよう整備を行う。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○非常用自家発電設備から電源供給される非常用電源コンセントや非常用照明、電気自動車充電設備等の強化・拡充を図る。</p>	
5	災害時医療支援拠点としての整備
<p>(方向性)</p> <p>○保健センターは、災害時に武蔵野赤十字病院に設置される災害医療救護本部等を補完する施設となる。また概ね発災から72時間以降に、災害医療の主体となる避難所での活動（避難所の巡回を含む。）の拠点となる。</p> <p>○専門職による応援チームや物資の受け入れ（受援）が可能な体制、機能を構築する。</p> <p>○医薬品、医療器具等の供給拠点として、医薬品等の受入れ、仕分け及び管理等を行い、医療機関等へ医薬品等を迅速に供給する「災害薬事センター」としての機能の整備を図る。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○専門職による応援チームや物資の受け入れ（受援）ができるよう、災害時に転用できる多目的スペースを設置する。</p> <p>○災害時医療救護本部や緊急医療救護所、避難所救護所等との連絡及び情報共有手段として、MCA無線や広域災害救急医療情報システムの設置を継続するほか、災害時優先電話、衛生携帯電話、画像伝送システム等の情報通信の導入や屋上の活用、アナログ的手段の検討など、情報連絡手段の確保を検討する。</p> <p>○災害薬事センターと医薬品等の卸売販売業者との連絡方法を検討するとともに、保健センターで医薬品管理・調達システムを使用する体制を検討する。</p>	



6	健康危機の対応に向けた関係機関との連携
<p>(方向性)</p> <p>○感染症や災害等の発生時に対応するため、平時から関係機関との連携を推進する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○感染症、災害や食中毒等、市民の生命や安全を脅かす事態に対応するため、平時から関係機関と役割分担と連携体制を構築する。</p>	

### 3 『妊娠期から切れ目なく子どもと子育て家庭への支援を行う総合拠点（基本方針3）』

#### (1) 基本的な考え方・背景

日本では年間140万人前後の方が亡くなる一方、出生数は80万人前後になっている。少子高齢多死社会だからこそ、子どもを産み育てやすい環境を整備することが極めて重要である。

家族構成の変化等や働き方の多様化等を背景に、子育て支援ニーズは多様化・複雑化している。妊産婦や子育て家庭の孤立感や負担感が高く、こうした家庭環境に加えて子どもの発達の課題など、複合的な課題がある家庭が増えている。

子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を行う必要があるが、ライフステージごとに専門的な支援機関が異なり、子どもと子育て家庭に関する相談窓口が複数の施設に分かれている。市民にとってはどこに相談に行けばよいか分かりにくくなっており、支援者にとっては、連携が不十分で支援に切れ目を生じさせる要因ともなる。

また、家庭環境に加えて子どもの発達の課題があるなど、複合的な課題がある家庭が増えており、民間団体も含め、様々な支援機関が関わることで、支援内容が複雑になり、全体的な支援の調整を行うことが難しい場合もある。子どもと子育て家庭への支援のニーズが多様化、複雑化しているに伴い、地域の関係機関のスタッフ等に対する人材育成や、助言等の支援も必要となっている。

母子保健法の改正により、子育て世代包括支援センター\*(母子健康包括支援センター)を市区町村に設置することが努力義務とされ、武蔵野市においても令和3年4月に、健康課(母子保健)、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の連携による支援体制を整備した。また、児童福祉法等の改正により、今後、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援等を行うとされている「こども家庭センター」の制度ができる。

こうした国の動き等を踏まえつつ、子どもと子育て家庭への支援に関して、市民にとって分かりやすい総合相談窓口を置き、どのような相談であってもいったん受け止め、適切なサービスや支援を行う関係機関につなぎ、連携を図ることで切れ目のない支援を実施する。

#### (2) 重点整備事項

1	子育て家庭が相談につながりやすい総合相談機能
(方向性)	○子どもと子育て家庭への支援に関する、どのような相談であってもいったん受け止め、適切なサービスや支援につなぐ。
(整備・事業)	○子どもと子育て家庭にとって分かりやすく、相談しやすい総合相談窓口を設置する。 ○どこに相談してよいかわからない時の一次的な窓口として、課題の整理や継続的な相談につながるように対応する。

2	多部門・多職種連携による妊娠期から切れ目のない相談支援体制の構築
<p>(方向性)</p> <p>○母子保健・療育相談・教育相談等の相談支援機能を同一施設内に設置し、多様な部門でより高度な連携を図ることにより、妊娠期から子どもが18歳になるまで切れ目なく子どもと子育て家庭を支援する体制を構築する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○誰にとっても分かりやすい、子どもと子育てに関する総合相談窓口を設置する。</p> <p>○妊娠期から切れ目のない支援を実施するため、専門職同士が日々の業務において、連携がしやすくなるよう、総合事務スペースを設置する。</p> <p>○相談の内容に応じて、エントランスフロアでの気軽な相談から、プライバシーの確保された個別相談にも対応できるよう、多様な相談スペースを設ける。</p> <p>○現在実施しているコミセン親子ひろば等、相談窓口に来ることが難しい子育て家庭がより身近な地域で相談ができるような支援を実施する。</p> <p>○保健師等の専門職が地域子育て支援拠点等へ訪問し、必要な支援につながるような取り組みを行う。</p> <p>○必要に応じて関係機関に呼び掛けてカンファレンスを開催するなど、総合的な支援の調整を行う。</p> <p>○子どもと子育て家庭への支援のニーズが複雑化・多様化しており、相談支援に従事する職員の資質向上が求められている。人材育成体制の構築を行い、必要な資質向上を図る。</p>	
3	母子保健と子育て支援の一体的実施による早期発見と予防を重視した支援機能の強化
<p>(方向性)</p> <p>○母子の健康維持や虐待等のリスクの早期発見、未然防止を図るとともに、子育てひろば等での気軽な相談から、必要な支援につなぐ取組みを強化する。</p> <p>○子どもと子育て家庭を切れ目なく支援するために、すべての子育て家庭に対して妊娠期から専門職が関わり、各家庭の状況や子育て支援のニーズ等を把握して、適切な相談支援やサービスの提供を行う。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○母子保健事業の「ゆりかごむさしの面接」や「乳幼児健康診査」等を支援の入口として、母子保健と子育て支援の一体的な支援を推進する。</p> <p>○妊娠届出時に行う「ゆりかごむさしの面接」による妊婦全数面接を目指す。</p>	

4	すべての子どもの健やかな成長・発達のサポート
<p>(方向性)</p> <p>○母子保健、療育、教育支援に関わる専門職が、ひとりの子どもの成長・発達をともにサポートすることで、ライフステージが変わっても一貫した切れ目のない支援を提供する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○子ども自身への一貫したサポートを行うため、子ども自身のニーズに応じ、必要なサービスの調整等を行う。</p> <p>○母子保健、療育、教育支援に関わる専門職が、ひとりの子どもをともにサポートできるよう、一体的な組織体制や情報共有の仕組みをつくる。</p>	
5	地域の連携拠点としての機能
<p>(方向性)</p> <p>○子どもと子育て家庭への支援の中心を担う施設として、地域の関係機関と総合的な調整を行う。</p> <p>○複雑・複合化した課題に対応するため、多職種・多機関の連携による重層的支援のコーディネート強化する。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○地域の関係機関の連携の拠点として、支援者同士の顔の見える関係性をつくるとともに研修等による人材育成を行い、地域の関係者が、共通の認識のもと支援にあたることのできる体制を構築する。</p>	

#### 4 『地域で育ち、地域で育てる（基本方針4）』

##### (1) 基本的な考え方・背景

支援が必要な子どもと子育て家庭であっても、必ずしも自ら相談に来るとは限らないため、単に窓口を設置しただけでは、必要な支援に結びつかないことがある。

また、行政の支援を受けていない子どもと子育て家庭であっても、当事者も含めた地域の民間団体の多様な支援活動につながっていることがあるが、こうした民間団体と行政の専門機関の連携が、現状は不十分である。

子どもと子育て家庭の支援に関わる民間団体は、専用の施設を持っていないことが多く、活動の拠点となるようなスペースを必要としている。

##### (2) 重点整備事項

1	子どもと子育て家庭が気軽に足を運ぶことのできるスペースの設置
(方向性)	
○子どもと子育て家庭が気軽に足を運ぶことのできる、オープンな居場所機能を設置するとともに、利用しやすい子育て支援サービスを実施し、日常的な会話や交流を通じて、必要に応じて支援につなぐ仕組みを構築する。	
(整備・事業)	
○施設のエントランス部分に、ロビーラウンジや子育てひろば、子どもの居場所といった、誰もが入りやすいオープンなスペースを設置する。	
○一時預かり、ファミリー・サポート・センターといった利用しやすい子育て支援サービスを実施する。	
○居場所機能や子育て支援サービスを利用する際の日常的な会話や交流を通じて、必要な方を相談支援につなぐ。	
2	民間団体の活動支援と連携の強化
(方向性)	
○地域の民間団体が活動のために集まることのできるスペースを設置することで、団体の活動を支援するとともに、これまで行政の支援につながっていなかった市民に対しても、民間団体と連携した支援を強化する。	
(整備・事業)	
○子育てひろばや子どもの居場所における支援と連携した、団体（サークル）支援スペースを設置する。	
○子育て家庭が身近な地域で気軽に相談できるように地域で活動をしている団体の支援及び基盤整備等を行う。	

3	地域の力を活用するための場づくり
<p>(方向性)</p> <p>○行政ではできないインフォーマルな情報の提供や、イベントの企画など、新たな価値が生まれるよう、多くの市民や民間団体等の地域の力を活かすための場づくりを行う。</p>	
<p>(整備・事業)</p> <p>○多くの市民や民間団体の集まりやすい場所に、多目的ルームを設置し、地域の力を活かした価値創出を図る。</p> <p>○市民や民間団体等がその団体の規模に合わせてそれぞれの地域で場づくりを行うことのできるような支援を行う。</p>	

## IV 保健センター増築及び複合施設における機能

### IV-1 保健センター増築及び複合施設の機能概要

保健センター増築及び複合施設整備において、保健センターの機能の拡充を行ったうえで、母子保健事業との連携が求められる子ども家庭支援センター、児童発達支援センター\*の療育相談機能の一部及び教育支援センター\*を加えた施設整備を行い、現在の保健センターが担っている機能及び子どもと子育て家庭への支援を包括的に行う施設とする。

#### 【機能概要一覧】

※凡例：◎…既存機能充実のため施設・空間を拡充するもの

☆…新規機能のため施設・空間を拡充するもの

機能	事業名、内容など	現設置場所 (現市所管部署・団体等)
(1) 健康増進に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談（健康なんでも相談、保健健康相談、歯科健康相談）</li> <li>・健康教育、健康講座</li> <li>・成人予防接種</li> <li>・各種健診・保健指導</li> <li>・がん検診、その他の検診</li> <li>・介護予防事業（各種健康体操・教室）</li> <li>・食育事業</li> <li>・むさしの食育フェスタ</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	保健センター (健康課)
(2) 健（検）診に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎各種健（検）診事業 (胃がん検診、肺がん検診、若年層胸部検診、乳がん検診、大腸がん検診、骨粗しょう症予防健診、肝炎ウイルス検診)</li> <li>◎特定保健指導</li> <li>◎地域医療機関からの依頼検査</li> <li>◎総合健康診査（人間ドック）</li> <li>◎市内事業所等の職域健診</li> </ul> <p>⇒拡充内容 P.31 1 (2)</p> <p style="text-align: right;">など</p>	保健センター ( (公財) 武蔵野健康づくり事業団 )
(3) 健康づくりに関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎健康づくり推進員、健康づくり人材バンク、健康づくりパートナーによる主体的な健康づくり支援</li> <li>◎健康づくり情報発信</li> <li>・年代に応じた各種健康講座・教室</li> <li>・介護予防事業（各種健康体操・教室）</li> </ul> <p>⇒拡充内容 P.32,33 4 (1)～(5)</p> <p style="text-align: right;">など</p>	保健センター ( (公財) 武蔵野健康づくり事業団 (健康づくり支援センター) )
(4) 臨床検査に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドックを実施している (公財) 武蔵野健康づくり事業団や健康診査等を実施している市内医療機関等から送られてくる検体（血液・尿など）の検査・分析</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	保健センター ( (一社) 武蔵野市医師会臨床検査センター )

機能	事業名、内容など	現設置場所 (現市所管部署・団体等)
(5) 感染症対策に関するもの(新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への対応)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎臨時予防接種の受付・実施</li> <li>・感染症に対する検査の調整</li> <li>・感染症に対する医療体制の調整</li> <li>・感染症予防対策の調整</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>⇒<u>拡充内容 P.31 2 (1)(2)</u></p>	保健センター 市役所 (健康課)
(6) 新型コロナウイルス感染症により新たに必要性が生じたもの、拡充が必要になったもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ワクチン接種を想定した臨時接種会場、接種資器材・ワクチン保管室、執務室等の諸室機能</li> <li>◎各医療機関等を支援するための感染症対策衛生用品(マスク・防護衣等)の備蓄機能</li> <li>◎感染症に関する情報の集約・発信を行う拠点機能</li> <li>◎武蔵野市の各師会、医療機関等との連携機能</li> <li>◎PCR検査等の医療検査体制の調整・整備機能</li> <li>◎感染防止対策を徹底した安全安心に受診できる各種健(検)診体制機能</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>⇒<u>拡充内容 P.31 2 (1)～(3)</u></p>	保健センター 市役所 (健康課)
(7) 災害時医療に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎災害時医療支援拠点</li> <li>◎災害時医療資器材倉庫</li> <li>◎災害薬事センター</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>⇒<u>拡充内容 P.31 3 (1)(2)</u></p>	保健センター 市外倉庫 (健康課)
(8) その他保健衛生に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会との連携(連絡・調整)</li> <li>・保健所との連携(連絡・調整)</li> <li>・自殺総合対策</li> <li>・休日診療事業</li> <li>・熱中症対策</li> <li>・受動喫煙対策</li> </ul>	保健センター (健康課)
(9) 子どもと子育て家庭への包括的な支援に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆子どもと子育て家庭への支援に関する総合調整</li> <li>☆子どもと子育てに関する総合窓口</li> <li>☆子どもと子育てに関する総合相談</li> </ul> <p>⇒<u>拡充内容 P.34 5 (1)～(3)</u></p>	
① 母子保健に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦電話相談、子育て相談(電話・面接・訪問)</li> <li>・母子健康手帳の交付</li> <li>・ゆりかごむさしの面接(保健師等による妊婦面接)</li> <li>・産後ケア事業</li> <li>・要支援家庭に対する保健師個別援助活動</li> <li>◎妊婦及び産後の各種健康診査</li> <li>◎乳幼児の各種健康診査</li> <li>◎子どもの歯科保健</li> <li>・子どもの予防接種</li> <li>・未熟児養育医療給付事業</li> <li>・ゆりかごむさしのフェスティバル</li> <li>・こうのとり学級(両親学級)</li> <li>・こんにちは赤ちゃん訪問事業</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>⇒<u>拡充内容 P.31 1 (1)</u></p>	保健センター (健康課)



機能	事業名、内容など	現設置場所 (現市所管部 署・団体等)
② 子どもと子育て家庭への支援に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした相談支援、調査</li> <li>・児童虐待防止に係る相談支援</li> <li>・要保護児童対策地域協議会の調整機関</li> <li>・地域子育て支援事業</li> <li>・地域子育て支援の支援者及び子育て支援団体の育成・サポート など</li> </ul>	市役所 (子ども子育て支援課 子ども家庭支援センター)
③ 療育相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育相談 (一部)</li> <li>・発達健康診査 (一部) など</li> </ul>	みどりのこども館 ( (社福) 武蔵野 児童発達支援センター* みどりのこども館 相談部ハビット)
④ 教育相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所相談 (心理面接、発達検査等)</li> <li>・電話相談</li> <li>・学校派遣相談 など</li> </ul> <p>※教育相談員 (臨床心理士) が幼児から高校生年齢相当の子どもの課題やニーズに応じて相談支援を行う。</p>	大野田小学校 (教育支援センター*)
⑤ スクールソーシャルワーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問</li> <li>・学校訪問</li> <li>・同行支援</li> </ul> <p>※スクールソーシャルワーカーが小中学校の児童生徒ならびにその保護者を対象に学校・関係機関と連携して相談支援を行う。</p>	市役所 (教育支援課)
⑥ 不登校児童生徒支援 (チャレンジルーム)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来室児童生徒の支援</li> <li>・電話相談</li> <li>・在籍校と連携した進路指導</li> </ul> <p>※不登校児童生徒に居場所を提供し、学習支援や集団活動、相談などを行うことで生活のリズムを取り戻し、社会的自立を目指す。</p>	大野田小学校 (チャレンジルーム)
(10) エントランスフロア	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆ロビーラウンジ</li> <li>☆インフォメーションスペース</li> <li>☆多目的ルーム</li> <li>☆団体 (サークル) 支援スペース</li> <li>◎健康増進エリア</li> <li>☆子育てひろば</li> <li>☆子どもの居場所</li> <li>◎ファミリー・サポート・センター</li> <li>☆一時預かり</li> </ul> <p>⇒<u>拡充内容 P. 32, 33 4 (1) ~ (9)</u></p>	保健センター (健康課) ・ 武蔵野市ファミリー・サポート・センター (子ども子育て支援課)

## IV-2 既存機能充実・新規機能のため拡充する施設・空間

### 1 各種健（検）診スペース

健康課で行っている乳幼児健康診査や（公財）武蔵野健康づくり事業団で行っている老成人の健（検）診について、受診者が円滑に移動できるような安全安心かつ利便性の高いスペース配置を行う。

#### (1) 乳幼児健康診査エリア

- ・受診者が円滑に移動でき負担が少なく、同一フロア内で乳幼児健康診査が受診できるよう、スペースを確保する。
- ・一時に多くの人が集まるため、動線の整理や空間の拡張を行い、安全安心に受診できるように、スペースを確保する。
- ・感染対策を徹底するため、待合室や健診室で密にならないスペースを確保し、また一方通行で受診できるように工夫する。
- ・授乳室では給湯室・おむつ替え台が利用でき、また2家族分同時に利用できるよう整備する。
- ・乳幼児健康診査に来館した乳幼児や保護者が安心して施設を利用していただくため、施設玄関におけるベビーカー置き場や、大型自転車向けの駐輪場を設置する。

#### (2) 老成人健（検）診エリア

- ・老成人が検診着で巡回するため、同一フロア内に全ての検査室・健診室を配置する。

### 2 新型感染症が発生した場合を想定した各諸室

#### (1) 臨時ワクチン接種会場等に転用できるエントランスフロアの諸室・館内会議室

- ・あらかじめエントランスフロアの諸室や館内の一部会議室に“緊急時に使用する諸室”としての位置付け、新型感染症等が発生した場合に、早期に臨時ワクチン接種会場等の必要なスペースに転用する。

#### (2) ワクチン接種等を想定した執務室

- ・ワクチン接種や社会情勢・市民ニーズの変化などにより新たなニーズに対応するため、執務室に余裕スペースを設け、必要な場合は迅速かつ円滑に事務事業を行う。

#### (3) 感染症対策衛生用品備蓄倉庫・資器材備蓄倉庫

- ・新型コロナウイルス対応を踏まえ、拡充した感染症対策衛生品を施設内で備蓄する。

### 3 災害が発生した場合を想定した各諸室

#### (1) 災害時の受援体制を想定した諸室・館内会議室

- ・災害時において、専門職等の支援を受け入れることを想定し、転用が可能な会議室、相談室を設置する。

#### (2) 東日本大震災等の教訓を踏まえ、再整備した災害時医療資器材を施設内で備蓄する。

## 4 エントランスフロア

保健センター増築及び複合施設整備後の施設の核となる部分として、誰もが入りやすい『エントランスフロア』を設ける。ここでいう「エントランス」とは単に施設の入口であることにとどまらず、健康づくり支援、子どもと子育て家庭支援において「支援の入口」「地域活動の入口」といった要素も含み、以下の点に留意する。

- ・個々の部屋に分断するのではなく、つながりがあるフロアとする。
- ・来館者がのびのびと過ごせる、ゆったりとしたつくりにする。
- ・年代を問わず多くの方に足を運んでもらい、相談・支援・活動につなぐことができる。
- ・近隣の地域資源（総合体育館、中央図書館、公園など）とのつながりをつくる。
- ・新型コロナウイルス等が発生した場合は、必要に応じてワクチン接種会場などの感染症対策にも転用できるように想定する。
- ・災害時には、災害医療支援拠点として転用できるように想定する。

なお、以下の（１）から（９）までの機能は、現時点でエントランスフロアに設けることが望ましいと考えられる機能であるが、施設全体の設計の中で、すべての機能を含むことが難しい場合、必要な機能の選別や、別フロアへの移動、各スペースの共有等も検討するものとする。

### （１）ロビーラウンジ

- ・誰でも利用できる。
- ・気ままにゆったりとおしゃべりができる。
- ・支援者も利用して、ちょっとした打合せ等に使える。
- ・『エントランスフロア』の中心的なスペースとする。
- ・水分補給ができるスペースを設置する。

### （２）インフォメーションスペース

- ・健康づくり支援、子どもと子育て家庭への支援（妊娠前の方も対象。）に関するさまざまな情報が入手できる（デジタルサイネージやチラシ等の設置）。
- ・『エントランスフロア』全体に目を配るスタッフがおり、来館者へ施設の案内を行うとともに、必要な情報を提供する。
- ・簡易な相談、必要に応じた声掛けなども行い、相談・支援の担当につなぐ役割を担う。
- ・民間のインフォーマルな情報についても提供する。

### （３）多目的ルーム

- ・各種イベントなど、さまざまな使い方が可能な空間とする。
- ・簡単な調理スペースを設置し、栄養指導や食育指導を行う。
- ・市民等へ貸し出し、健康づくり、子どもに関する様々なイベントを展開する。

(4) 団体（サークル）支援スペース

- ・健康づくり支援団体、子育て支援団体、子どもの居場所づくりに関わる団体（子ども・コミュニティ食堂、学習・生活支援事業実施団体など）を対象とする。
- ・各団体の打ち合わせや団体同士の情報交換の場とする。
- ・サークル活動のために便利な機能がある（印刷機器や、無線LAN設備など）。

(5) 健康増進エリア

- ・健康づくり支援センターが実施する運動プログラムを実施する。
- ・プログラム参加者以外も、自由に使用できる時間帯を設定する。

(6) 子育てひろば（児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業）

- ・妊娠期から未就学児とその保護者が対象
- ・子どもとその保護者が自由に来所でき、お互いに出会いとつながりを持つことが出来て、安心して過ごせる。
- ・0歳児から未就学児親子がゆったりとくつろぎながらおしゃべりできる空間

(7) 子どもの居場所

- ・子どもが自由に来所でき、自分の意思で自由に過ごせる。
- ・子どもがひとりでも相談に訪れやすいような雰囲気づくりがなされている。
- ・支援者がいて、子どもと気軽に話しながら、必要な支援につなぐこともできる。
- ・スペースの運営や企画には子ども自身が主体的に関わる。

(8) ファミリー・サポート・センター（児童福祉法第6条の3第14項に基づく子育て援助活動支援事業）

- ・子育てひろばや健診等のため来所した際に会員登録ができる。
- ・事務スペース、面談スペース（靴を脱ぐ子どもスペース）がある。
- ・(2) インフォメーションスペースとの連携・連続性がある。

(9) 一時預かり（児童福祉法第6条の3第7項に基づく事業）

- ・子育てひろば内または隣接するスペースに、保育コーナー・ルームを設ける。
- ・委託事業またはひろば事業の一時預かりとしての実施などを検討する。
- ・施設内での各種相談健（検）診などの際の預かりにも活用できる。

## 5 子ども子育て総合窓口

子どもと子育て家庭への支援に関する総合・包括的な相談、支援、手続き等を行う場所として設ける。現施設ではそれぞれ分かれている各センターの窓口をひとつにまとめることにより、利用者にとっては「ここに来れば求めるものにつながることもできる」場として、職員にとっては、必要な相談、支援等にもれなくつなぐための連携の場とする。主な構成は、窓口機能（カウンター）、相談スペース、職員の執務スペース等とし、利用者のみならず職員にとっても「風通しのよい」空間とする。

### (1) 総合窓口

- ・子どもと子育て家庭への支援施設のすべての事業に通じる総合的な窓口
- ・妊娠期から子どもが18歳になるまでの期間の様々な相談、支援、手続き等に対応する。

### (2) 相談スペース

- ・相談内容にあわせ、多様なニーズに対応できる相談スペースを設ける。  
(例)・気軽に立ち寄れる相談カウンター
  - ・ローパーティション等で仕切られ、他の支援者の目も届く相談ブース
  - ・利用者のプライバシー確保に配慮し、防音性能を確保した相談室
- ・電話対応や外部機関とのオンライン相談にも対応する。

### (3) 総合事務スペース

- ・職員の執務スペース全体を見渡せる、一体感あるづくり
- ・個人情報管理や利用者のプライバシー確保に配慮した空間構成
- ・簡単な仕切りで分割、一体化ができる打合せスペース
- ・フリーアドレスを活用し、従来の執務スペースの形態に捉われない、職員間の連携が図られるスペース
- ・職員の行き来に対応したゆとりある空間

### IV-3 各機能の必要想定面積

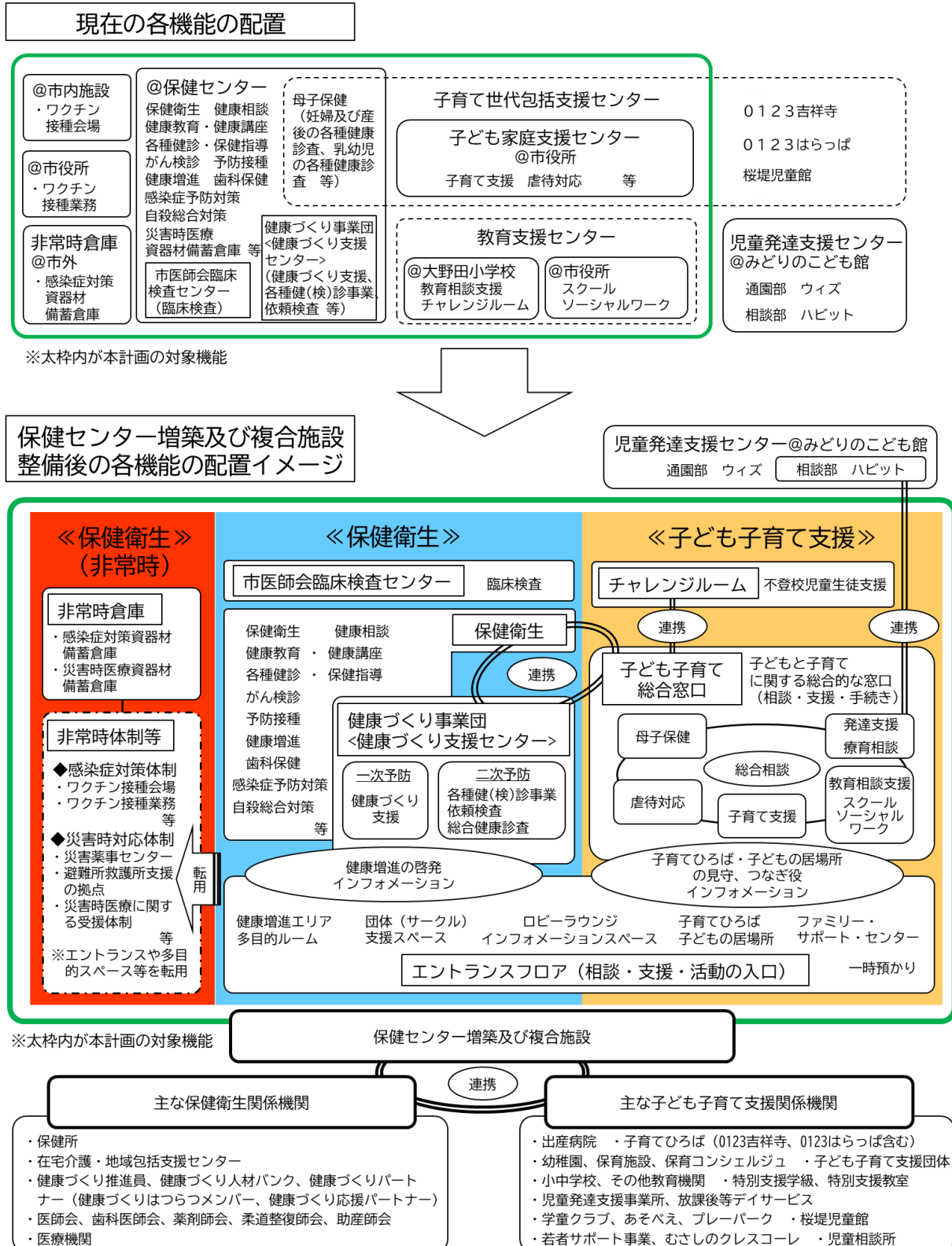
下記に示す必要想定面積は現時点で想定されるものであり、詳細は基本設計において検討する。

機能	想定面積 (㎡)	機能	想定面積 (㎡)
(1) 健康増進に関するもの	200	(10) エントランスフロア	900
管理事務スペース、電算室、管理医室、健康増進事務スペース、ワクチン事務スペースなど		ロビーラウンジ、インフォメーションスペース（総合案内）、多目的ルーム（兼栄養指導室）、団体（サークル）支援スペース、健康増進エリア、子育てひろば、子どもの居場所、ファミリー・サポート・センター、一時預かり など	
(2) (3) 健（検）診に関するもの、健康づくりに関するもの	750	(11) 相談室、検査室	450
健（検）診スペース、健康づくり事業団（健康づくり支援センター含む）事務スペース など		待合室、相談室、プレイルーム、PT室、OT室、心理室、ST室、一時預かり（キッズスペース） など	
(4) 臨床検査に関するもの	300	(12) 多目的スペース	600
臨床検査センター など		大×1、中×3、小×1 など ※講演会、研修会、説明会、講習会、教室、講座、ワークショップ、シンポジウム、会議（関連部門会議<カンファレンス>含む）などの用途で利用	
(5) 感染症対策に関するもの（新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への対応）	—	(13) 作業スペースなど	150
※エントランスフロアや多目的スペースなどを転用		作業スペース、オンライン会議スペース など	
臨時予防接種の受付・実施 など		(14) 倉庫	300
(6) 新型コロナウイルス感染症により新たに必要性が明らかとなったもの	150	文書庫、各階倉庫など	
感染症対策衛生用品備蓄倉庫 など		(15) 下水ポンプ施設	100
(7) 災害時医療に関するもの	80	(16) 共有部分	2,850
+エントランスフロアや多目的スペースなどを転用		廊下、階段、便所、更衣室、エレベーター、機械室 など ※共有部分は全体面積の30~40%程度を見込む	
災害時医療資器材備蓄倉庫 など		計	8,500
(8) その他保健衛生に関するもの	20		
衛生管理倉庫 など			
(9) 子どもと子育て家庭への包括的な支援に関するもの	1,650		
総合窓口、相談スペース、事務スペース、子どもの権利擁護事業窓口・事務スペースなど			
①母子保健に関するもの	850		
受付、待合室、予診室、計測・診察室、母子検診室、心理室、療育相談室、母子指導室、授乳室、歯科健診室、保健指導室、プレイルーム など			
⑥不登校児童生徒支援（チャレンジャーーム）	200		
エントランスホール、学習室、応接室兼休憩室、職員室、相談室など			

※機能の(1)から(10)までは「IV-1保健センター増築及び複合施設の機能概要 (P28~30)」と同じ番号を附番している。(11)以降は全体に共通する機能を示している。

## IV-4 各機能の配置イメージ

保健センター増築及び複合施設整備後は、現体制で保健センター、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター\*及び教育支援センター\*の4つに分かれている主な機能を下図のようなつながりで配置する。



## IV-5 近接し強く関連性を持たせる機能、配置に配慮すべき機能

現在の保健センター、子ども家庭支援センター及び教育支援センター\*の3施設と児童発達支援センター\*の療育相談機能の一部を複合施設として整備するにあたり、安心して利用できる施設であるために、近接し強く関連性を持たせる機能と配置に配慮すべき機能を示す。

### 1 近接し強く関連性を持たせる機能

#### (1) エントランスフロアと子ども子育て総合窓口

- ・ エントランスフロア各機能は、いつでも誰でも気軽に相談できる場とし、その中でより具体的な相談、支援が必要な方を迅速に子ども子育て総合窓口にいる専門性の高い職員に引き継げるよう近接させる。
- ・ 職員の行き来も多いことが想定されるため、動線に配慮した計画とする。

### 2 配置に配慮すべき機能

#### (1) 健康づくり事業団

- ・ 検査機器等の移設に高額な費用がかかるもの及びこれに付随する機能は、本格運用の際に再度移設する必要がないよう、増築部分に計画的に配置する計画とする。
- ・ 検査機器の更新があるため、機器の搬出入のしやすい配置とするよう配慮する。

#### (2) 市医師会臨床検査センター

- ・ 検体輸送の動線は短くし、階をまたぐ場合は小荷物専用昇降機を設置する。
- ・ 市内医療機関の検体の搬入などセンシティブな情報の運搬、搬入頻度も多いことから、一般利用者と動線が被らないよう、配置に配慮する。
- ・ 検査機器等の移設に高額な費用がかかるもの及びこれに付随する機能は、本格運用の際に再度移設する必要がないよう、増築部分に計画的に配置する計画とする。

#### (3) 不登校児童生徒支援（チャレンジルーム）

- ・ 利用者のプライバシー確保のための動線を考慮し、出入口や諸室の配置に配慮する。

#### (4) 現健康課窓口、子ども子育て総合窓口及び相談スペース

- ・ 出入口のつくり方や建物内の動線の配慮により、プライバシーを確保する。

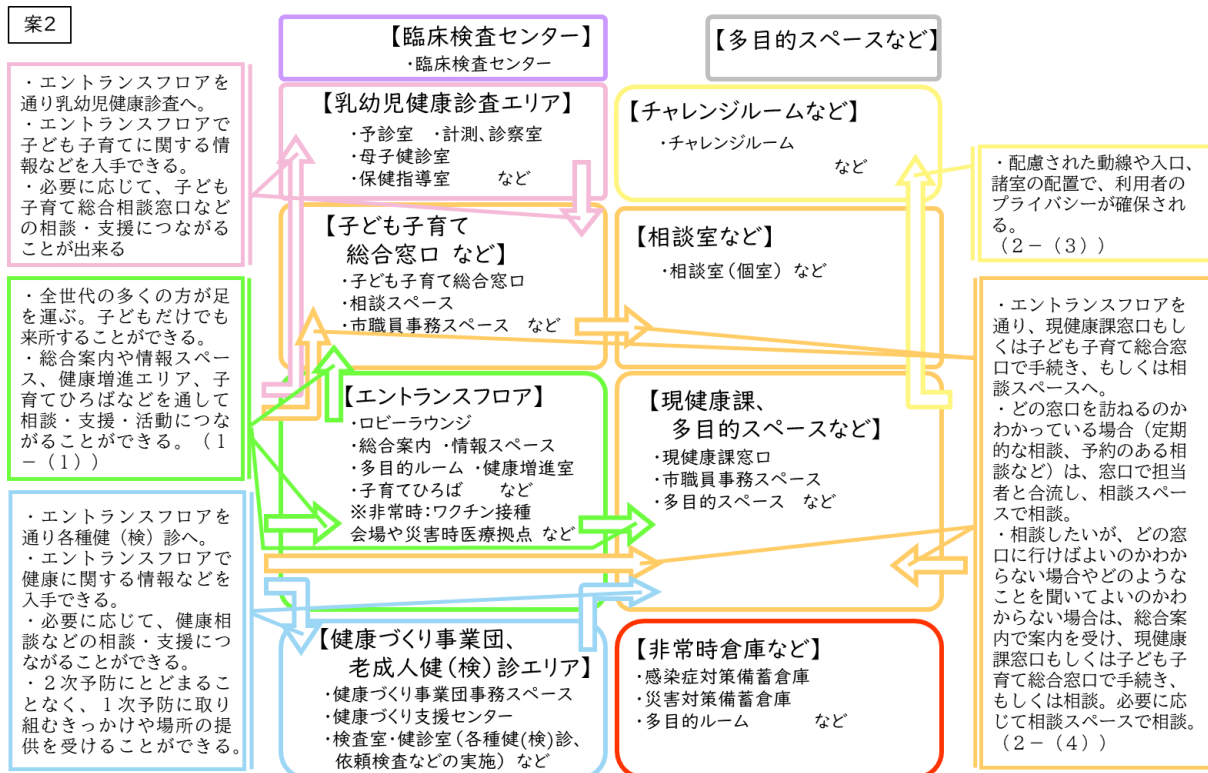
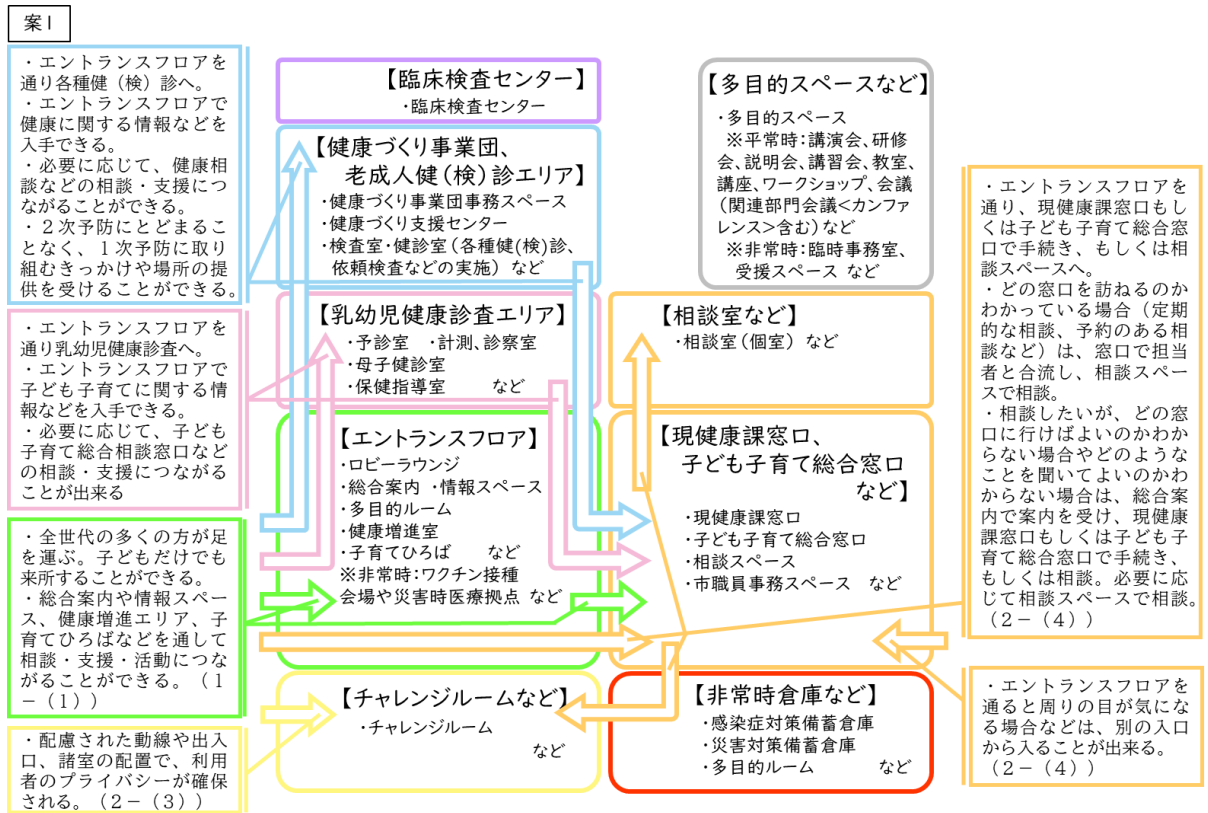
#### (5) 災害時医療資器材備蓄倉庫

- ・ 災害時において、トラックの横づけや荷捌きができるスペースなど物資を搬出入しやすい配置とするよう配慮する。



### 3 利用者の動線イメージ

下記の動線イメージ図は各機能の関係、利用者の動線のイメージを示したものである。フロア配置等のレイアウトは基本設計で定める。



※説明文末の ( ) 内の数字は「IV-5 1 近接し強く関連性を持たせる機能、2 配置に配慮すべき機能 (P. 37)」の該当番号を示している。

## V 施設整備の考え方

### V-1 保健センターの概要

#### 1 建築・設備概要

保健センターの概要は以下のとおり。

##### 建築概要

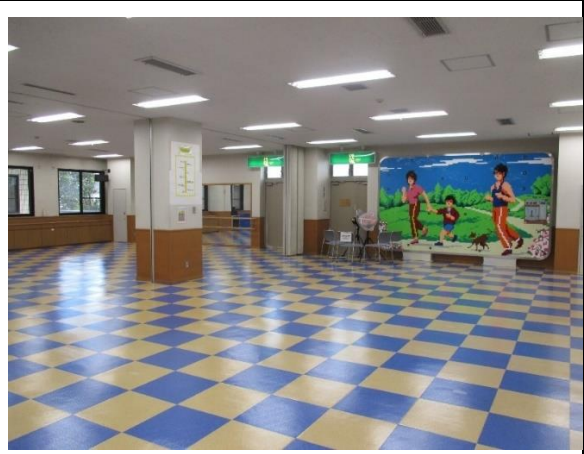
敷地面積	2,099.83 m <sup>2</sup>
建築面積	1,128.59 m <sup>2</sup>
建蔽率	53.75%
延べ面積	4,472.37 m <sup>2</sup>
容積率	(容積率対象面積 4,198.06 m <sup>2</sup> ) 199.9%
階数	地上4階、地下1階
最高高さ	20.55m
構造	SRC造

##### 設備概要

変圧器容量	395KVA
自家発電設備	75KVA 燃料 軽油 270L
火災報知設備	19 回線
非常放送設備	有り
電話引込	3 回線
給水引込	口径 50 mm
受水槽	14.4 m <sup>3</sup> (18.0t)
高架水槽	12.1 m <sup>3</sup> (15.0t)
排水接続	口径 400 mm
ガス引込	口径 100 mm
消火設備	屋内消火栓 9 台 ハロゲン消火 スプリンクラー
昇降機設備	エレベーター 1 台 (11 人用) 小荷物昇降機 1 台 (50kg)



保健センター外観



健康増進室



健（検）診待合室



心電図室



CTスキャン



歯科健診室

保健センター現況写真

## 2 保健センターに関する法令・基準等（建築基準法関係規定以外のもの）

### （1）法令

- ・地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・武蔵野市まちづくり条例（平成 20 年 9 月武蔵野市条例第 39 号）

### （2）基準等

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

## 3 設計時から調整・協議等を要する関係団体

既存の保健センター機能については、市の所管部署の他、以下の関係団体との協議が必要となる。

- ・（公財）武蔵野健康づくり事業団
- ・（一社）武蔵野市医師会
- ・（公社）東京都武蔵野市歯科医師会
- ・（一社）武蔵野市薬剤師会
- ・（公社）東京都柔道整復師会武蔵野支部
- ・（公社）東京都助産師会武蔵野支部

## V-2 計画敷地の概要

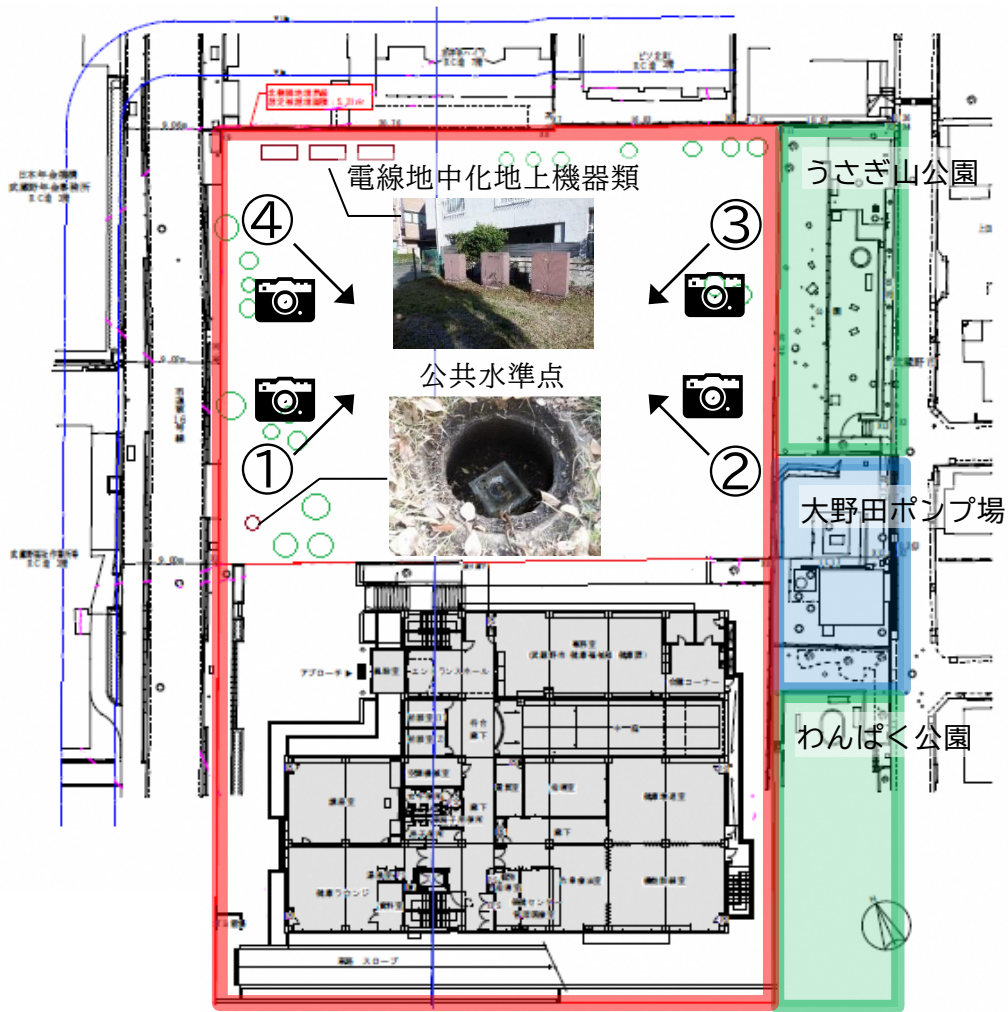
### 1 計画敷地概要・都市計画

計画敷地は、保健センターの敷地に北側隣接の市所有地を加えた範囲とする。

計画敷地概要・都市計画

敷地面積	4,166.44 m <sup>2</sup> (保健センター 2,099.83 m <sup>2</sup> 隣接地 2,066.61 m <sup>2</sup> )
用途地域	第一種住居地域
指定建蔽率	60% (耐火建築物のため 70%)
指定容積率	200%
高度地区	17m第2種高度地区 23m第2種高度地区 (境界は市道16号線の道路境界から20m)
防火地域	準防火地域
日影規制	4h-2.5h (測定面の高さ4.0m)

## 2 計画敷地及び周囲の現況



## V-3 施設整備における留意事項

施設整備にあたっては、以下について留意する。

- 1 周辺への配慮について
  - ・隣地その他周辺の住環境に配慮した計画とする。
  - ・日照の影響に配慮した計画とする。
  - ・周辺へのプライバシー等に配慮した配置計画、建築計画とする。
  - ・特に住宅に向けた開口部への配慮や外構計画とも連携したものとする。
  - ・敷地境界の塀等については、圧迫感を与えないものとする。
  - ・周辺環境及び既存建物と調和した建物形状、外観及び色彩とする。
  
- 2 工事を実施するにあたっての敷地周辺地域の安全と安心の確保について
  - ・敷地周辺住宅の居住環境に配慮する。
  - ・敷地周辺地域の居住者の理解等の確保に努める。
  - ・通行者等の安全を確保する。
  
- 3 旧中央図書館基礎・杭等の撤去及び増築に係る既存建物の一部撤去について
  - ・振動、騒音、粉塵等の周辺に影響を与える要因に対し、特に注意を払った手法を採用する。
  - ・増築に係る既存建物の一部撤去については、保健センターの運営に影響のない時期、手法を採用し、事業継続に配慮する。
  - ・既存建物の擁壁の撤去は、必要最小限の範囲とする。
  
- 4 仕様・コストについて
  - ・将来の大規模改修に際し、仮移転等を要することなく、居ながらの工事が可能となる計画とする。
  - ・仕上げの仕様等の選定により建築単価の抑制に努める。
  - ・東京都『公共施設整備の基本指針』及び『標準建物予算単価』に沿った水準の計画とする。
  - ・交付金や補助金の活用を検討する。
  - ・通常の維持管理や修繕工事等に配慮し、保守費が過大とならない計画とする。
  
- 5 諸室について
  - ・既存建物建設当時から使い方が変わった諸室の見直し・整理を行う。
  - ・可動式間仕切りを活用するなど、非常時に転用できる柔軟な設えとする。
  - ・相談室は各事業間で共有することで、現在の相談室数を確保したうえでより効率的に活用できるよう運用する。
  - ・各事業で利用する諸室について、乳幼児健康診査など利用する日程が限られるものは、対象事業で利用しない日程においては他事業でも利用できるよう柔軟な設えとする。

## 6 ユニバーサルデザイン・バリアフリーについて

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都条例）の基準を満たす計画とするとともに、全ての人が施設内で合理的な動線で活動できるよう配慮する。
- ・LGBTQ+の方へ配慮した設備計画とする。
- ・車いす、ベビーカー等の動線及び健（検）診を受ける際等の置場について、利用者に配慮したものとする。
- ・すべての人に分かりやすいサイン計画とする。

## 7 子どもへの配慮について

- ・様々な世代の子どもが集まる施設となるため、体格等の違いに配慮した計画とする。
- ・常に大人の目が届くように、死角がないよう整備する。
- ・バックヤード等の通常一般利用者が入らないところに子どもが迷い込まないように、配慮した計画とする。
- ・道路への飛び出しがないよう建築計画上も配慮する。

## 8 環境配慮について

- ・東京都『省エネ・再エネ東京仕様』において原則導入とされる省エネ・再エネメニューを整備する。
- ・この他『武蔵野市建築物環境配慮指針』や今後設定される『武蔵野市の公共施設の環境配慮基準』に沿って個別協議により決定する。
- ・ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する。
- ・環境物品の活用に努める。
- ・多摩産木材、エコセメントの活用に努める。

## 9 ネットワーク環境について

- ・以下のネットワーク環境を構築する。
  - 総合行政ネットワークシステム（LGWAN）
  - 住民情報系システム（e - s u i t e）
  - 学校情報システム（M S I S）
  - 内部統合情報システム
  - インターネット（一般利用者が利用できるフリーWi-fi環境）
- ・今後の拡充が見込まれる電子申請やオンラインによる相談、情報発信等に配慮した計画とする。
- ・検査機器等で電磁波の影響を受けるものに対して配慮した計画とする。

## 10 下水道施設整備に係る調整について

計画地東側の大野田ポンプ場の機能を本敷地内に移設し、市立うさぎ山公園及び市立わんぱく公園を接続する構想がある。下水道施設整備移設に係る検討を令和4年度に武蔵野市環境部下水道課で行うため、その検討と調整を図り、計画を進める。



## 11 東側市立公園（うさぎ山公園、わんぱく公園）との接続について

子どもにとって本施設が親しみやすい（入りやすい、馴染みやすい）ものとなるよう東側公園と接続する。なお、接続に際し以下の点に配慮する。

- ・複合施設各機能との関連性に配慮したものとする。
- ・休館時間帯は本施設敷地を閉鎖できるようにする。
- ・公園内の保存樹木に干渉しないようにする。
- ・本施設整備に伴う市立公園の改修計画は、本施設建築工事期間中に別途実施するため、基本設計及び実施設計の間に公園計画に求める考え方等をまとめるものとする。

## 12 敷地内緑化及び既存樹木の取扱いについて

- ・既存施設敷地を含めた範囲で、敷地面積の20%以上の緑地面積を確保する。
- ・既存樹木の保存については、樹木の健全度等を調査し、協議の上決定する。
- ・接道緑化を積極的に行う。
- ・緑地面積の算定は「武蔵野市緑化に関する指導要綱（平成9年11月1日施行）」による。
- ・樹種選定は、地域の植生に配慮したものとする。

## 13 既存設備等の保全

以下の敷地内既存設備等については、現状を維持するものとし、本施設整備（工事期間中を含む）に際し、原則として移設等を伴わない計画とする。また、各設備等の管理動線に配慮した計画とする（各設備等の位置は左図を参照）。

- ・前面道路（市道16号線、かたらいの道）の電線類地中化に伴う地上機器類
- ・東京都公共水準点

## V-4 施設整備において必要な機能など

敷地内建物周囲及び既存棟中庭部分をあわせて、以下について整備する。

### 1 駐車場、乗降スペース

#### (1) 必要台数

東京都駐車場条例に基づく附置義務台数及び武蔵野市まちづくり条例に基づく荷捌きスペースと合わせ、以下の駐車場を整備する。なお、既存棟B 1階の駐車場台数も含めて検討する。

- ・事業用 普通車 11 台
- ・来館者向け障害者用駐車スペース 普通車 2 台

#### (2) 必要機能

- ・荷捌きスペースは、資器材搬入やマイクロバスの乗降等、多目的に使用できるスペースを確保する。
- ・既存を含めた各駐車区画には電気自動車に対応したプラグを設置する。

### 2 駐輪場

#### (1) 必要台数

武蔵野市まちづくり条例の設置基準による。対象別に整備し、それぞれの台数は以下のとおりとする。

- ・職員向け  
通勤用 70 台程度  
業務用 20 台程度
- ・一般来館者向け 60 台以上
- ・通所施設利用者向け 10 台以上

#### (2) 必要機能

- ・一般来館者向けのものは大型の「子ども載せ自転車」に対応したスペースをとる。
- ・電動自転車及び電動スクーターの充電設備を数台分設置する。

### 3 敷地内通路

- ・通所施設の出入口に向かう通路は、外からの視線に配慮し、植栽等でゆるやかに区画する。
- ・職員の目が届かないところでの敷地内通り抜けがないように配慮する。

### 4 花壇など

- ・チャレンジルームの体験学習として、園芸や軽い運動ができるスペースを整備する。
- ・他の施設利用者の視線に配慮した位置に設ける。
- ・水栓及び作業用具等の収納場所を設ける。

## V-5 管理主体と施設内管理区分

### 1 管理主体

#### (1) 施設管理体制

- ・施設全体の管理は市直営を前提とし、管理委託業者が常駐するための管理人室及び休憩室を設ける。
- ・関係団体が運営するフロア及びエリアについては、市及び他団体との共用部分を除き、各団体が管理できるようにする。

#### (2) 施設維持管理に関する配慮事項

- ・日常の管理業務、修繕等で来館する車両については、一般利用者の動線に干渉しない位置に駐車及び荷下ろし等の作業ができるスペースを設ける。
- ・前面道路電線地中化に伴う地上機器類等のメンテナンスについても同様に、一般利用者の動線と分離し、作業性に配慮する。

### 2 管理区分

#### (1) 不登校児童生徒支援（チャレンジルーム）の区画について

不登校児童生徒支援（チャレンジルーム）については、通所者のプライバシーに配慮し、次のような対応を行う。

- ・不特定多数が集まるエリア（例：エントランスフロア）は介さず直接施設に出入りできるようにする。
- ・チャレンジルームエリアは他の利用者が入らないよう区画し、職員のみが行き来できるようにする。

#### (2) その他建物内のセキュリティについて

- ・既存棟及び増築棟、各階ごとにセキュリティ上の区画ができるよう配慮する。
- ・この他、事業ごとに異なる運営時間及び運営体制に合わせたセキュリティ設定ができるよう、セキュリティ扉等を適宜配置する。
- ・閉館時間帯の緊急対応等に対応できるよう、相談室等に通じる動線を簡易に確保できるようにする。

#### (3) 敷地内のセキュリティについて

- ・建物内と同様に事業ごとの運営時間等にあわせ、閉鎖等できるようにする。

## VI 事業費及び事業スケジュール

### VI-1 事業費の想定

本事業において必要となる工事等及び想定される総事業費は以下のとおり。ただし、工事費は設計の内容や着工時の建設コスト等に大きく影響され、特に、昨今の世界的な原材料の品薄・高騰の影響により、建設事業においても様々な資材の価格高騰が発生している。今後、具体的な設計を行う段階で精査をしていく。

必要となる工事等	<ul style="list-style-type: none"><li>・旧中央図書館基礎等撤去工事</li><li>・保健センター増築工事</li><li>・保健センター大規模改修工事</li><li>・各工事に伴う工事監理委託他</li></ul>
総事業費（想定）	約 40 億円

※総事業費（想定）は、令和3（2021）年3月委託により見積り

## VI-2 事業スケジュール

	令和3年度	令和4年度		令和5年度	令和6年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画策定</li> <li>○基本・実施設計</li> <li>○増築工事</li> <li>○大規模改修工事</li> </ul>	基本計画(素案)策定 パプコメ 近隣説明会 市民説明会	基本計画(案)策定 保健センター 機能充実検討 有識者会議	パプコメ 近隣説明会 市民説明会 基本計画策定	基本設計 まちづくり 条例 手続き	実施設計
<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎等撤去 (旧中央図書館)</li> <li>・実施設計</li> <li>・基礎等撤去工事</li> </ul>				実施設計	撤去工事

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本計画策定</li> <li>○基本・実施設計</li> <li>○増築工事</li> <li>○大規模改修工事</li> </ul>	増築工事		保健センター 暫定利用開始	複合施設 供用開始
<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎等撤去 (旧中央図書館)</li> <li>・実施設計</li> <li>・基礎等撤去工事</li> </ul>			大規模 改修工事	

設計業務	増築・大規模改修工事に係る基本・実施設計	令和4年度～令和6年度
	旧中央図書館基礎等撤去工事に係る実施設計	令和4年度～令和5年度
工事	旧中央図書館基礎等撤去工事	令和6年度
	保健センター増築工事	令和7年度(基礎等撤去工事後)～令和8年度
	保健センター大規模改修工事	令和9年度

## Ⅶ おわりに

新たな施設を計画する際には、そこに関わる人や団体により、どのような活動が行われるかということに着目し、意見をまとめ、かたちにしていくことで、より親しまれる施設となっていく。

本基本計画は、武蔵野市公共施設等総合管理計画庁内推進本部で示された基本的な事業の方向性をもとに策定したものである。施設のあり方については、武蔵野市立保健センター機能充実検討有識者会議及び子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議等の議論を踏まえ、市の各担当部署による庁内検討によりまとめられたものであるが、特にエントランスフロアなど、実際に利用する市民の声を活かすことが不可欠と思われるスペースが数多く存在する。

そのため、本基本計画の後に行われる基本設計においては、例えば居場所を利用する市民、保健衛生、子どもと子育て家庭への支援に係る関係団体等、実際の施設利用者の意見も取り入れながら、施設の建設に向けた検討を進めるものとする。



武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画

令和4年10月

武蔵野市

担当課：総合政策部企画調整課